
平成25年第2回大和町議会定例会会議録

平成25年3月6日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	町民生活課長	高 橋 正 治 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	生涯学習課長	森 茂 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	総 務 課 長 危 機 対 策 官	瀬 戸 正 志 君
税 務 課 長	庄 司 正 巳 君	税 務 課 長 徴 収 対 策 室 長	千 葉 良 紀 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君	産 業 振 興 課 長 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 長 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君
産業振興課長	高 橋 久 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	千 坂 俊 範		

午前9時59分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

議員の皆さん、おはようございます。

本会議を開催します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番千坂裕春君及び4番渡辺良雄君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

おはようございます。

早速、一般質問に入ります。

1件目ですけれども、今後4年間の教育ビジョンを問う。

町民の多くの方から、児童生徒の学力低下、本町の教育環境の悪化を心配する声を耳にします。教育長の4年間の教育ビジョンを以下の観点から質問させていただきます。

1点、学力向上にどう取り組むか及び学力低下の原因をどのように分析していますか。

2番、いじめ問題の考え方、どのような対策で取り組むか。

3番、教育委員会の役割と教育委員長と教育委員の連携をどのように考えているか。答弁をお願いします。

議長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）

おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、千坂議員のご質問にお答えしたいと思います。

お尋ねのあった4年間のビジョンというご質問に対してお答えします。

大和町では、これまでも時々の教育環境を踏まえた教育実践を実施してきております。その教育実践を踏まえ、現在行われている事業と学校教育の現状点検をし、現状を把握するところから仕事を進めていきたいと考えております。その上で、現状を維持するもの、改善するもの、新たに推進するもの等を慎重に吟味検討してまいりたいと考えております。

また、これまで現場での教育実践を通し、9年間の教育のあり方についても思いをめぐらせておりましたので、現状を把握し検討していきたいと考えております。

議員もご存じのとおり、教育には近道はないと言われるように、大和町の教育においても心を込め、手間暇をかけ、根気強く推し進めていく所存でございますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、議員からも3つの観点からのご質問にお答えをいたします。

学力向上については、平成24年度までも職員研修の充実によるわかる授業の構築や家庭学習の充実などの施策に取り組んでまいりました。その成果として、標準学力検査での結果の向上が見られるようになりました。学校によっては、記載正答率を大きく上回る結果を残したところもあります。このような取り組みについて、学力向上検討委員会で成果と課題の共有を行ったところ、新たな課題として個人差の問題が出てまいりました。そこで、これまでの学力向上の取り組みを継続していくとと

もに、個人差に対応した学びの場をつくっていきたいと考えております。

続きまして、いじめ問題につきましては、毅然とした態度でその対応に当たってきたいと考えております。県教育長が示したとおり、「いじめられた子供がいじめと感じたらいじめである」という定義に基づき、個々の事案に対処していきます。

現在、出席停止等の規則の整備などを行っておりますが、これらの規則の周知の徹底とともに、各学校において月ごとのアンケート調査等によるきめの細かい観察と予防のための指導を行ってまいります。

また、いじめの事実が確認された際には、関係機関との連携を図りながら学校への適切な指導を行ってまいります。

最後に、教育委員会の役割と教育委員との連携についてですが、教育委員会の役割は、大和町の児童生徒が充実した学校生活を送ることができるようにすることであると考えております。そのための策に当たっては、教育委員と情報を共有し協議することで、よりよいものにしてまいりたいと思います。定例の教育委員会に加え、臨時の教育委員会の実施により、課題と解決策について常に情報の共有を行っていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。終わります。

議 長 (大須賀 啓君)
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

今、教育長のほうから答弁いただきましたけれども、学力の向上に関しては成果も見られているようなんですが、まずもってこの学力低下に至るまでの原因は、教育長、どのような原因があったとお考えでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
上野教育長。

教育長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これまで過去数年の学力テスト及び全国学力テストの結果の集計をし、比較をしてみたいデータがあるんですけども、やはり議員さんおっしゃるとおり年年において変化がありまして、特に中学校ですと全国平均を上回る年もあれば下回る年もあるということで、過去2年間を見ますとやはりぐっと下がった時期、今年度上がってはいるんですけども、やはり時々の学年の気質のよって差はあるだろうと。

もう一つについては、やはり確かに小学校のほうの標準テストについては、向上の気配はあるわけです。議員さんおっしゃるその原因はという部分ですけども、やはり、私、教育現場を三十数年歩いておりまして、教員の資質の向上という部分が大きいんだろうなというふうなことを考えております。そんなことで、やはりこれから教育の現場においては、各学校現状を十分把握をして、教員とともに検証を深めながら指導力の向上に努めるということが大事なかと考えております。

議長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

そうですね。やはり、こういった学力低下に対しての対策を練って、向上させようとした考えというのも当然出てくるんですが、やはりその原因をはっきりさせないままやってしまうと、せっかくの対策も功を奏さないというのがあると思います。だから、こういった個人差が生まれてくるのかなと私個人では思っています。

例えば、せっかく学力向上のために学校が行った施策が、今まで成績のいい子にとって逆に時間を使うのに負担になって、さらなる向上を求められなくなったという話も聞かれますけども、やはり個人に合った、なかなか大変な対応になるかと思えますけども、個人に合ったそれぞれの対応というのが必要かと私は思いますけども、教育長はいかがお考えですか。

議 長 (大須賀 啓君)

上野教育長。

教育長 (上野忠弘君)

ご質問にお答えをしたいと思います。

今、千坂議員がおっしゃるとおり、私自身も感じております。確かに、学校におりますと上位の子供もおりますし、中程度、そしてこれから指導を要するお子さんも多々おられます。やはり、その子たちに合った教育の実践は必要だろうと思います。

それで、この12月まで学校現場におったものですから、非常に狭い範囲の話なんですけれどもよろしいでしょうか。その現場での実践なんですけれども、やはり我々が大事にしなければいけないのは、これから学力を身につけさせることが必要なお子さんたちへの教育の充実だろうと思います。そのために、前任校の場合ですけれども、恐縮なんですけれども、習熟度別にクラスを分けまして、そして手厚くやはり指導すべき子供はする、そして応用問題、発展学習に取り組む子は取り組むというふうな形で、少人数指導の充実を図ってまいりました。また、やはり学習の場合には繰り返すことによって定着しますので、放課後の時間、確かに中学校ですと時間的な制約がありますけれども、10分でも15分でも毎日継続することによって力がつくと思うんです。そういうことで、やはり下位群の子たちに対しても手厚く指導できるような放課後学習の充実も図ってまいりました。

それが全てではありませんけれども、これから各学校において、学校の実情に合わせて学力定着の取り組みをお願いしたいと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

わかりました。

それでは、2要旨目のいじめに関する質問なんですけれども、いじめ問題

には毅然とした態度で臨まれる、または学校閉じなくて関係機関に連携をとりながらやるということで、安心いたしました。

しかし、私が危惧している1つ、問題というか、ものがありまして、先月、2月22日に宮城県の中学生いじめ問題を考えるフォーラムというのが県教委主催であったんですけれども、教育長、ご存じだったでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

上野教育長。

教育長 (上野忠弘君)

お答えいたします。

今、ご質問の件ですけれども、これは仙台で行われたフォーラムであって、県内の中学生がいじめ根絶に向けて話し合う「みやぎ中学生いじめ問題を考えるフォーラム」という件だと思いますが、よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

この件に関しては、教育長とちょっとお会いしたときにお話しさせていただいたことがあったんですけれども、そのときには何かあったかどうかちょっとわからないような状況で、私のほうも一般枠で参加させていただいたんですけれども、こういった県教委からの行事があった場合の連絡網というのは、教育総務課から来るという認識でよろしいのでしょうか。よろしいんですね。

それで、私がこちらに一般参加で参加させてもらったときに、グループに分かれてやったんですけれども、私も本町の中学生が入ったグループのワークショップを聞いたんですけれども、その中で1件、2件ちょっと紹介したいと思うんですけれども、ある女生徒が、小学校のときは

もし自分がいじめられた場合、先生に言えば助けていただけるという確信があったが、中学生になってからこの先生たちでは無理だろうなという考えに変わったそうです。なぜ変わったかという、やはり仕事が忙しくて、この人たちに相談していいものか、またはどのようなタイミングで相談に行けばいいのか、すごく迷ったそうです。実際、その子はいじめられたわけじゃないんですけれども、もし自分にそういう問題が起きた場合ということを想定して考えたそうです。

ですから、生徒は多分、先生を信頼しないばかりじゃなくて、行けるような体制が事前にできていなかったんじゃないかなという感じがしたんですけれども、教育長、現場にいたときにそういった観点から見て、先生は子供たちのそういった意見を積極的に、またはそういった余裕を持った時間というのを持てる状況ではあったんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
上野教育長。

教育長 （上野忠弘君）

では、お答えします。

確かに、子供の声としてそのようなのが出れば事実かと思います。現場におったその実感なんですけれども、先生方は一生懸命生徒に接しようということで、本当に時間を超越しまして、中学校ですと3校ほど経験しましたけれども、朝は7時半前後から、遅くは9時前後まで教科指導、生活指導、生徒指導、部活指導、そして教科の準備とやっているわけです。その中でも、本当に生徒とチャンス相談というふうな機会を設けて、廊下を歩いていても授業の後でも一生懸命生徒に接する姿は見ております。ただ、やはり全ての子供にそうであるかという、自信はございません。やはり、これから現場においてそういうことがないように、各現場の校長に指導をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

やはり、子供たちはいつでも先生たちに相談できるんだという安心感のもとに、学校生活が送れるような環境をつくってもらえればと思います。具体的にはということの例で申しますと、「夜回り先生いじめを絶つ」という本がありますけれども、水谷 修さんでしたね。この方の著書の中に、「我々はいつも君たちを見守っているんだよ」とそういうものを態度で示して、やはりいつも挨拶したり遠くから見守っているような姿勢が必要だということを書いていますので、今さらながら、私が言うまでもなく、そういったものを実践されるべきかと思います。

3番目の要旨に入りますけれども、教育委員会と教育委員の連携のことなんですけれども、私も昨年11月、教育委員会を社会文教常任委員会で傍聴させていただきましたけれども、そのときの率直な感想から申し上げますと、「ああ、これじゃあな」というようなこと。なぜかというところ、教育長が前月にあったいろんな会議に出たということの報告会、そのときにさまざまな問題が本当は起きていた、本町においてですね。その中で、教育長が各教育委員に何か相談を提示するわけじゃなくて、そういったような内容の会議でした。今後、どういった会議にしていきたいと教育長のほうは思われていますか。

議 長 (大須賀 啓君)

上野教育長。

教育長 (上野忠弘君)

それでは、お答えしたいと思います。

先ほども答弁の中で教育委員との情報の共有ということをお話しいたしましたし、正式な会議あるいは臨時の会議を開きながら、より密接な情報の共有を行っていくというふうにお答えいたしましたので、そのように実施していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

そうですね。やはり、こういった教育委員会という制度、教育長は事務方のトップで、専門の能力とか知識のある方がふさわしいと。まあ、誰がなってもいいんですけれども、典型的な形で申しますと教育長は専門の分野を歩いてきた人、教育委員はその地域の教育と一緒に考えてくれる人、これを素人とプロの構成である機関ということで、レイマンコントロールというんでしたっけね。そういったもので構成して、お互いに牽制しながら、プロの目を見た意見またはプロが気づかなかったものを、素人と言ったら申しわけないんですけれども、そういった民間の人間が見ていく、チェックしていくという機能を果たして、その地域の教育を考えていくというのが理想なそうなんです、やはり今問題になっている教育委員会というのは、どうしても教育長がそういった報告をした上での単なる追認機関になってしまっているところにあると思います。

ですので、私が、本来は教育を政治家が変えればいいのかないかということも思っていたんです。ただし、やはり最近はやりの暴走される地方首長がいたりすると、やはり教育を首長が変わるたびにいろんな方向に左右されるんじゃないかということで、やはり教育委員会というのは必要だという考えに落ちついたわけなんですけれども、その中においてもやはり聖職者としてそういった道を歩まれた方だから、お任せする、お任せすると言ったらおかしいんですけれども、任せられるということをお願いしているはずなのに、いつの間にかチェックも入れられない機関になってしまっているところに今問題があるので、やはり教育長も何でも申しわけないんですが、教育委員の意見をいっぱい聞いて、また自分に入って来た情報を教育委員のほうにも共有して、場合によっては社会文教常任委員のほうにも連絡していただくとか、議会にも連絡していただくとかそういった体制も必要かと思えます。

また、例えば教育長に直接連絡が入るんじゃなくて、教育総務に入ると思うんですけれども、そういった中で隠された情報はないかと、常に

情報に目配せしていただきながらやってもらえればと思うんですけども、その辺は任せてよろしいでしょうか。

議長 （大須賀 啓君）
上野教育長。

教育長 （上野忠弘君）

再度の質問にお答えしたいと思います。

今、お話しがあったとおり、地行法という法律がございまして、その中に教育の機会均等、教育の水準の維持向上、あるいは地域の教育の振興というふうなことで定められまして、その中に教育長の立場といたしまして「教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。」とございます。

今、議員さんおっしゃったとおり、教育委員会制度というものが非常勤の委員と常勤の教育長というこの合議体で経営されておりますので、やはり両者の相互補完の機能が十分達成できるような会議にすべきかと考えておりますので、その件についてご理解いただきたいと思います。

また、私自身、やはり常々思っているのは、一大和町民であるということとは第一だと思っております。教育長である願いも、教育委員さんの願いも、議員さん方の願いも同じ町民としてやはり一体だろうと思うんです。子供たちについては、将来を担う大和町の宝でございます。そういう意味で、やはり必要な知恵をおかりするということが必要ですので、機会あるごとに必要な相談などはしてまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

何事も、継続してみても初めて効果というのが上がってくるかと思えます。今の気持ちを大切に、4年間やっていただきたいと思えます。

やはり、今、大和町民は、教育長がかわったということですのでごく期待されている面もございます。逆に、これで何も直らないということになると落胆も大きいかと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、2件目の質問に入らせていただきます。

2件目、関連政治家との連携強化を図れ。

昨年12月、衆議院が解散され、自公が政権を奪回した。県選出国會議員、知事、県議會議員、近隣首長との連携が足りないと以前から感じていた。連携強化により、充実度、達成速度の向上が期待できると思われるが、考えを示してください。

1、今までの連携の実績を示してください。

2、今後の連携をどのように考えていますか、考えを聞かせてください。お願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

おはようございます。

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、関連政治家との連携を図れという質問でございます。

黒川郡内の町村はもとより、近隣の首長とは宮城黒川地方町村会や宮城県の町村会などを通じて密に連携を図っておりますし、関係首長などが会員となり組織している、例えば仙台北部道路建設促進期成同盟会を初めとした各種協議会等におきまして、緊密な連携を図り活動しているところでございます。

また、国や宮城県へ要望活動をする場合には、地元選出の国會議員の皆さんあるいは県議會議員へ依頼し、同行していただいている状況でもございます。

最初に、今までの連携の実績をということでございますが、いろいろあるわけでございますが、村井知事、富県戦略宮城を提唱しておりますが、知事や例えば大衡村の村長と連携を図りまして、仙台北部工業団地

への企業誘致を行いましたし、さらに宮床の地区には新たに工場団地の造成をしまして東京エレクトロン、これを初めとした企業を誘致したところでございます。

こういったことは、知事または関連首長との密接な連携がなければ、このような短期間でなし遂げることはできなかった、不可能ではなかったかというふうに思っておるところでございます。

また、今後の連携についてということでございますが、これからも今までの良好な連携を維持しながら、それぞれのそのときの状況に合わせて必要な方々との連携、こういったものを強化してまいりたいとこのように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

私の質問の仕方もちょうと不明確なところがあったとは思いますが、連携を図れという意味は、何か事が起きた場合、それに関連する政治家と連携を図って同行してもらったというのじゃなくて、日々、わかりやすく言うと、友人関係とかそういったものを構築されていますかということだったんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大人の関係ですから、友人関係という言い方がどうかはちょっとあれですが、常日ごろの付き合いというような、仕事以外でもという意味だと思いますけれども、それは十分といいますか、私なりにはとっているというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

町長もご存じかと思えますけれども、文屋 公先生が北部工業団地造成に携わっていたときに、ちょっと困難に遭ったときに、文屋 公先生は若いときに青年団活動をされておりました、その中で総裁になられた竹下 登と親友になられて、そこに電話をかけて当時の総裁のほうに口ききと言ったらおかしいんですけれども、電話1本入れてもらって、スムーズになったというような話は、私、人伝いに聞いたことがあるんですけれども、具体的に挙げていただかなくてもいいんですけれども、そういった強い結びつきを持たれている政治家というのを町長、いらっしゃいますか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほど、文公さんのお話が出ました。その件につきましては、確かにそういうお話を私も聞いておりますし、当時、私のおやじがやっておりましたので、そのほかにもいろんな方々といろんなことをやりながら引っ張ってきたということ、それは十分に知っております。なかなか名前とは言えないこともある、これが現実でございます。

その中で、いろんなお願いをするという中で、これはもう国会議員の先生もおいででしょうし、また秘書の方々、その関係のいろんなつながりの方々でございます。我々、いっばしの、隅っこではありますが政治家でございますので、そういった活動につきましては企業秘密ではございませんけれども、ございます。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

そうですね。今、町長が言われましたように、先代の浅野町長も、大分、県に足を運ばれて、当時の部長と随分かけ合いというか、朝早く行かれて待っておられた、それも何回も繰り返したということ町民の方から聞いて、その事実関係はわかりませんが、そういった方だったということも私も以前から聞いていましたから、そういうものを聞くに当たり、現在の町長には物足りないんじゃないかということでこういった質問をさせていただきましたけれども、そういった意味では今後連携を今以上に深めていただければ、今、大和町というのはすごくチャンスだと思います。

全国各地で過疎化とか高齢化とか不景気だという話が出ている中で、大和町は私は例外だと思っています。ですから、そういった市町村と同じようなレベルで考えてもらっては、今後の大和町の発展はないかと思えますので、今は攻める時期じゃないかと思えますので、やはりお一人の力では限界があると言ったら大変申しわけないんですが、そういったものも当然出てきますので、今後一層強化を図っていただきたいと思えます。その辺もお願いするところでございます。

では、3件目に入りたいと思います。

苦情対応の現状を示せ。

民間企業においては、苦情を会社の財産と捉え、積極的に対応しています。また、二度と苦情が発生しないよう社内教育に取り入れ、効果を上げていると聞いております。本町の取り組みをたします。

現在、どのような体制で苦情に対応していますか。

2、寄せられた苦情を庁舎全体で共有していますか。答弁をお願いします。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、苦情の受け付け体制ということでございますけれども、そ

の苦情にかかわる担当課がまず窓口となって即時に対応する、これが基本。ほとんどその場で解決をしているのが現状でございます。また、担当課だけではわからない場合やまた全体にかかわる場合の苦情と申しますか相談と申しますか、そういった場合は総務課が窓口になって、そして関係課と情報の共有化を図りながら対応している状況でございます。

また、次には寄せられた情報を庁舎全体で共有しているかというご質問でございます。担当課に寄せられます苦情と申しますかそういったものの内容につきましては、事務処理の誤りまたは応対に対することが多く占められております。事務処理の誤りや対応に問題があった場合には、当然おわびを申し上げ、そして今後同じことが発生しないように厳しく指導をしているところでございます。

また、制度内容の勘違いなど来庁される方の思い違いによる苦情も見受けられますので、その場合には担当課で詳しく説明し、ご理解いただくように対応しているところでございます。

各課に寄せられた苦情の中から、担当課長あるいは総務課長を通じて私のところに報告が来ているところでありますので、その場合には随時担当課長や職員に指導をするとともに、朝礼や庁議で情報共有を図り、今後同じ誤りを起こさないこと、また親切な応対を心がけることなど適切に指導をしているところでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)
苦情の内容で、事務処理の誤りや応対に関することが多くということなんです、実際に苦情の統計はとられているんですか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

統計という形ではとっておりません。その課その課で持っているということになります。

議 長 (大須賀 啓君)
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)
事務処理の誤りの多くは、何が原因だと思われていますか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
いろいろ考えられるところでございますけれども、言葉不足といえますか相手に対するこちらの説明の未熟さといえますか、そういったこともあろうかと思えます。また、制度が変わった場合とかそういった場合の勉強不足と言ったらあれですけども、その当時の部分かな。

それから、よく事務処理でも一般的な通常の事務処理を少し説明申し上げます。特殊なケースではなくてですね。それで、お客さんが来た場合には、まず第一に通常の説明を申し上げる。それで、説明をしてお帰りをいただくんですけども、その通常でないケースがあった場合に食い違いといえますか、そういったこともあるというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)
今の答弁の中で、通常ケースならまだしも例外ケースという話があるんですけども、やはりこの辺が民間と公務員の方の考え方が違うというのかわかりませんが、民間というのはレアケースを自分たちで予想して、こういうのを例外例外と想定集として持つんですよね。そういった

ものを持っていない。ましてや、場合によっては本筋さえもわからないというものがある中で、やはり教育体制の充実というのが必要じゃないかと改めて感じ取られました。

でも、町長が感じている、報告が入っている苦情というの、こういったものを言っているのかわからないんですけれども、私、実際、自分のことで申しわけないんですけれども、あったミスというのは、私、国民健康保険の支払いをしている中で、あるとき還付金が発生したんですけれども、その還付金はいついつ入りますという連絡をいただいて、その日に銀行に行って引き落としに入ったら、残高不足で引き落としができなかった。なぜなら、それが入っていなかったと。それで、担当課に問い合わせをしたら、どのような答えをいただいたかというのと、とてもがっかりしたのは年末年始で忙しくて忘れていたという話だったんですよ。

こういったものに対して、町長、今私のその対応の中で、町長、素直に印象を持たれました。こういった単純なものなんですよ。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
そのケースにつきましては、ちょっと具体的なことを存じ上げておりませんので、今議員さんのお話しになった部分を考えていった場合に、それは大変申しわけないということでございます。忘れたというものについて、それは町として大変申しわけないことをしているというふうに感じます。ただ、これは今議員さんだけのお話を聞いているということですので。

議 長 (大須賀 啓君)
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)
ですから、私が申し上げたいのは、各課にそういった苦情を寄せるの

は、当然初期段階としては必要かと思えます。ただし、町長にここで答弁していただいているそれを私のところに上がってきて、それをフィードバックして行って、二度と起こさないような体制になっているという答弁をいただいているんですけども、実際問題、余り都合の悪いようなことは町長のお耳には入れないというような体制なんですよ。そういうことを自分の耳で、今初めて聞いたんですよ、私のその案件に対してはね。伝えたとしてもどこかでゆがんで、1件苦情があって、こちらのミスでした、すみませんということで謝っておきましたというようなレベルのものでしかないの、やはりこういったものは1つにまとめて、また町民の方から苦情があれば各課の窓口に行くよりも、そういった町全体で1つの苦情に対応してくれるというもの、それで今後町全体として責任を持って対応していくというものに対してじゃないと、苦情が起きた人間にしてみれば納得いかない。すみません、今後直しますと言われても、さあ、それがどういったふうに町全体で生きていくのかと見えるもので安心するようなことがあると思うんですけども、町長はそういった体制をつくるというような考えはありませんか。だから、1つにまとまってもらうと。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
おっしゃることは、要するに1カ所でまとめてというお話だというふうに解釈をいたします。
苦情といいますか相談事といいますか、そういったものはそれぞれその担当にまず来るということを申し上げました。そして、基本的にはその担当課でそれをまとめるといいますか処理をするといいますか、処理という言い方もちょっと語弊があるかもしれませんが、その方に対応するということですね。それで、それ以上に担当課だけ、1課だけではなくて、広がってくる可能性、そういった課題については総務課でまとめてやるという話を申し上げたところでございます。そういった中

でございます、基本的には課ごとにそれで対処をしていくということ
で、そこで相手も納得されれば、ご理解いただけるような対処をする
というのが原則ということで今やっているということでございます。

これを全部1カ所に吸い上げるということの考えだというふうに思
いますけれども、そうしますといろいろな対応の仕方、また各課を持ち回
りとかそういった形のものも出てくるような感じもいたします。

大きな話と言ったらちょっと語弊があつて、ちょっと難しいんですけ
れども、1課だけではなく、2課、3課にまたがるのであれば1課に、
総務課が窓口になって3課と一緒に集めて対応するという、そうい
う対応を今しているわけでございますから、そういう形のほうがスム
ーズにいくのではないかと。各課、例えば税務課、環境課というその課で対
処できるのであれば、その課で対処したほうがスムーズな対応もできる
のではないかとというふうに思いますが。

議 長 (大須賀 啓君)
千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

方法はいろいろあるかと思うんですけれども、問題はというか結論と
して言うならば、二度と同じような間違いがなくなる、またはその
ことが町長の耳にも届いていることというのが大切なんですよね。やは
り、町民の方が思うには、その課に言ってごめんなさいと言われて、あ
とは自分でどこで幕引きをしたらいいのかというものであって、次にあ
るかないかは保証されないと。なぜならば、その課にいる方は限られて、
しかも担当者レベルで終わってしまうのであれば、これを町全体として
共有してもらえないんじゃないのかと。例えば、事務処理ならば1人の
人間がスキルをつければいいだけの話かもしれませんが、何かの
言葉遣いまたは服装、あとは対応、接客ということはふさわしくないけ
れども対応ですね。そういったものというのは、やはりどこか町民に、
これじゃあだめだと思われるのが蔓延しているような気がするんです。

たくさんあるんです。町民の方に……。町外の方、たまたま大和町で

手続しなくちゃいけない方がいらっしゃって、それも何人かいたんですけれども、その方から言われたことは、うちの町は余り大きい町じゃないけれども、あんたのところみたいに立派な庁舎は持っていないけれども、職員は立派だと。そこへいくと、あんたの職員というのは、庁舎は立派だったけれども、がっかりしたという話を聞かされたんですね。

やはり、ハードはそろったので、これからはソフトじゃないかと私、考えている。その中で、どうしたらよくなるかという、個人個人の意識の持ち方、及びやはりトップが一番大事じゃないかなと思うんですね。やはり、町長の耳に聞こえると嫌だというようなものがあると思うんです。誰しもが上司が一番怖い、怖いと言ったらおかしいんですけども、そういったもので見てしまいますので、そこにストレートにやはり通じていないと、もう直らない体質になっていると私は感じるんですけども、ちょっと長々しく言ってしまったんですけども、町長としてはそういった町民の要望というか、考えを積極的に受け入れる体制があるのかどうかということを知りたいんですけども。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員さんお話しいただきましたけれども、対応の問題につきまして私も町民からいろいろな話は聞いております。町外の人からも聞いております。また、私も他の庁舎とかお邪魔をして、いろいろ勉強といたしますもしております。そういった中でございまして、確かにそういった決断していい評判ばかりでないのも聞こえてまいります。

100%ではないと、まだまだそうだなというふうに思っておりますが、いい評判もあるんです。私は、どっちかというところを、私に對してだからそうなのかどうか分かりませんが、いい評価も受けておりますし、町外の方からも大和町はほかにはないすばらしいところだねと。庁舎ではありませんよ、人ですよ。そういうふうな話もされております。ですから、いろんな意見があるというふうに思いますね。確か

に、100%なかなかそうはっていないところもある、まだまだそういうところがあるというふうに思っておりますし、新しい庁舎になったということになって、職員が一番考えたのは、おっしゃるとおり庁舎だけが立派で人がだめだったら、そういう評価になったら嫌だねということで、研修会をやったりいろんな工夫をして、そして努めております。

まだまだ、当然100%でないところもあろうというふうに思いますけれども、そういった努力をして大分そういったいい評価もあるということは、議員さんにもお伝えしたいと思います。

ただ、一方でそういったいけない部分といいますか、正すべき部分があるというのは、そうであればそれは直すというのが当然の話でございまして、それを脇に置いていいところ取りだけをしようということではございません。ですから、そういった意味で職員研修とかそういったこともやっておるわけでございますし、またその情報につきましても、全てが私のところには上がってきていないところはあるかと思えます。例えば、窓口の課で対応できて済んだ部分とか、私のところに全て来ているとは思っておりませんが、多くの場合、私のところに来ているんだろうなというふうに思っております。

上司の目と職員の考え方、そういうこともあるんだというふうに思いますけれども、なおその辺につきましては課のほうから、情報を私も集めるような努力をしてまいりたいと思いますし、またそういったことを各課で共有しているわけでございますけれども、そういったものを直す努力は常にやっていかなければならないと。今がもちろんベストだと思っているわけではございませんので、我々は常に改善するところはどんどん直していくという気持ちを持って取り組んでいかなければいけないと、こんなふうに思っております。

議長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

今、町長から大変いい答弁をいただきました。私も、多くの職員、大

多数の職員は一生懸命やっている頑張っている方だと思っています。ただし、少数の職員はその態度というか対応によって、来庁者が職員全体が悪いというような言い方に当然なってくるんです。そうすると、一生懸命やっている職員がかわいそうではないんです。ですから、そういった少数の人間を直すために、ある程度苦情がどの辺にあるのか、固まってくるのかというのを把握するのも町長の役目じゃないかという考えを持っておりますが、どのようにお考えですか。

議長 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

苦情が固まっているという言い方でございますけれども、どうしても窓口にはお客さんが大勢来られますので、そういった件数といいますか、そういったものがどうしても多くなるケースは基本的に、基本的にといいますか、窓口だとお客さんが来る人数が多い分だけ多くなるケースは考えられるのではないかというふうに思っております。

ただ特定の誰かということではなくて、その対応に、説明の大変さとかそういったことがあってのそういった不愉快な思いをさせてしまうということがありますので、このことについてはその都度その都度、当然担当上司も一緒にいるわけでございますから注意をするというのが基本、そういうことでその都度直すということ。課内で、その辺については朝礼なりそういったことで正す、そういうこともありますし、また我々も知った場合には、当然大きい話と小さな話って区別もちょっとおかしい話ですけども、朝礼等、先ほども申しましたけれども、そういったときにもお話をする、そういうこともやっておるところでございます。

特定のという言い方をされるところでございますけれども、我々は町全体としてレベルアップをしなければいけないので。ある件について、こういうことがあったという特別な事象があれば、それはその人を呼んで指導をするとか当然そういうのはやりますけれども、そういった中で進めていかなければいけないというふうに思っております。

我々、気づけば当然指導もしますし、気づけばというかそういうことについてですね、やるのは当然の責務といいますか、職員を育てるといふことでもありますので、私だけではなくて各課の一人一人、上司たち、課長たちもそういう責任のもとでやっておるといふふうに思っていますので、今後そういう努力を続けてまいりながら、気持ちよく多くの方に役場に来てもらえるような対応をするよう、努力してまいりたいとこのように考えます。

議長 長 （大須賀 啓君）
千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

窓口は、確かに来庁者が多いです。だから、苦情の件数も多くなるかと思えますけれども、だからといって比率が高くなるというのほうであって、窓口の対応が悪いから比率が上がるんだと思えます。もし、そういったものを正確に把握しておるならば、そういったもの、件数が多いからそういった事務的な処理をしてしまって対応が悪くなると思えば、そういった人数を考えるとかそういったものに直結するかと思うんですけれども、そういった分析もされていないようで、ただ単に件数が多いから窓口は苦情の件数が多くなるんじゃないかという考えは、誤りだと思えます。

これでやっても堂々めぐりかと思えますけれども、私はこの問題に対しては今後とも継続して取り組みたいと思えますので、民間並みにこの苦情を積極的に町は聞いて、体制をよくするというようなものを町民が感じられるような体制づくりをしていただきたいと思えます。

以上、私の一般質問を終わります。

議長 長 （大須賀 啓君）

以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 再開

議長 (大須賀 啓君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

議長のお許しが出ましたので、3件3要旨で質問をお伺いいたします。

まず初めに、介護保険制度の改善についてということで、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いの制度の導入をということで、平成12年4月に介護保険制度が始まり、12年が経過しました。これまで、3年ごとの見直し規定に沿って、そのたびに制度等の見直しが行われてきました。最近、制度上の改善として多く利用されるのが、現場の一つが福祉用具購入費及び住宅改修の補助について、いわゆる償還払いでなく、受領委任払いを選択できるよう改めてほしいというものであります。

介護保険の福祉用具購入費、ポータブルトイレや入浴用椅子など、及び住宅改修、手すりや段差解消の支給は、利用者が一旦全額負担し、その後申請をして保険給付分の9割を受け取る償還払いが原則となっています。

一方で、一定の要件を満たせば、利用者が自己負担分の1割のみを事業者を支払えば、残額は自治体から事業者を支払われる受領委任払いを導入し、償還払いとの選択制をとっている自治体も出てきているようがございます。利用者にとっては、一時的であれ全額負担となる相当な経済的負担が強えられることになり、受領委任払いの導入を検討して利用者の負担軽減を図ってはどうか、町長の所見をお伺いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの伊藤議員の質問にお答えをいたします。

福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に関する制度につきましては、要支援1から要介護5までの認定を受けた方が、ポータブルトイレや入浴用椅子など入浴や排せつに使用する福祉用具を購入した場合、10万円を上限額としまして購入金額の9割を支給する助成制度でございます。また、手すりの取り付けや段差の解消を行った場合は、20万円を上限として工事費用の9割を支給する住宅改修費助成となっております。いずれも利用者が一旦全額を支払った後に、申請により助成を行っております。

県内の動向としましては、福祉用具、住宅改修につきまして仙台市及び隣接市町、大崎、石巻市等14市町が受領委任払いの制度を平成22年度以降、導入している状況でございます。

本制度を導入するに当たりまして、福祉用具の購入につきましては、指定福祉用具販売業者が限られておりますために大きな支障はないと思われませんが、住宅改修につきましては、個人経営の工務店など数多くの事業者がかかわっておりますため、申請方法や受領委任払いの事務手続等の説明が必要となり、事業者の理解を得ることが必要になってまいります。

また、住宅改修を検討される利用者の相談窓口となっておりますケアマネジャー等への周知を図るなど、事前準備が必要になるとこのように考えております。

本制度を導入するか否かにつきましては、実態調査等を行いまして、次期、第6期の介護保険事業計画策定時期までに見きわめてまいりたいとこのように考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）

今、答弁をいただきましたけれども、介護保険制度による住宅改修は、

要支援1以上であれば介護度に関係なく住宅改修工事の現物支給がされます。総額は、同一一家に対して20万円まで。20万円を何回かに分けて使うこともできるというようなことも書かれておりました。なお、要介護度3段階から要支援4段階以上、重くなったから引っ越しをした場合は、再度20万円分の工事が使えるというようなことも載っていました。

この制度は、償還払いで一旦利用者が全額支払い、必要な書類を添えて申請すると上限20万円までの工事費の9割が戻ってきます。2006年4月からは、事前申請制度に切りかわり、見積書や住宅改修が必要な理由などを書いて、保険者は市町村へ提出しなければなくなりました。これは、制度を悪用して高齢者に不必要な住宅改修を勧める業者が出てきたためです。現在では、申請を受けた市町村が調査を行い、許可がおりない限り着工ができません。その点では面倒ですが、意味もなく20万円ぎりぎりまで改修をされたり、介護保険のきかない改修をされて高額な料金をだまし取られるケースはないと載っておりました。

あと、急に重い要介護状態になったときですが、具体的には脳卒中などで倒れて手術し、リハビリを行いながら退院を待っている期間などに当たりますが、体のどこに麻痺が残るかわからない時点で、住宅生活に支障がないように自宅を改修しておくのがベストですというようなことも載っておりました。

住宅改修のアドバイスは、どんな人に頼めばよいのでしょうかということで、申請の手續や制度的なことはケアマネジャーが相談に乗ってくれます。体の状態に合った改修の相談は、担当医のリハビリを行う理学療法士または作業療法士などがよいでしょう。医療機関であっても、熱心な専門家は自宅を見に来、リハビリの仕上げである日常生活動作訓練は、その人がどんな家に住んでいるかを知らなければできないはずです。トイレに行く訓練をしましょうと言いながら、家を見ないで車椅子で入れるような広々とした病院のトイレで訓練しただけでは、自宅に帰って車椅子が使えなかったというような状況もあるようでございます。

宮城県では14市町村ということで、半分の自治体がもう導入しているという状況にあります。事業所の理解を得ることが必要になるとありますけれども、なぜ本町ではできないのかなと思います。最後のところで、

第6期介護保険事業で見きわめたいというような答えが返ってきましたけれども、その辺どうなのか、ちょっと町長にお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

制度につきましては、今、伊藤議員お話しのとおり、答弁でも一文述べましたが、そういう制度でございます。

基本的に、償還払いという考え方につきましては、いろんな考え方があろうかと思いますが、ちょっとお話しになりましたけれども、制度の悪用といいますか業者さんの言いなりといいますか、そういったこともあるという中で、償還払いがまずスタートしたというふうに考えております。そればかりではないんですけれどもね。そういった制度でスタートしております。

今、お話しのとおり、いろいろ制度的には変わってきている状況にあるというふうには思っておりますが、なお今、第5期ですか、今スタートをしているところでございます。これまでの町としての実績もあるわけでございますし、今までそういう声がなかったと言ったらちょっと語弊がありますけれども、そういうこともありますので、今後そういった声も聞きながらまず考えていきたいということが一つです。

それから、事業者に対する説明ということでございますけれども、例えば福祉用具につきましては、ある程度指定された業者さんがおいでですので、福祉用具を買うところですね。そういった方々に説明ということが一つ。それは、可能というふうに考えます。一方で、その住宅改修につきましては、今お話しのとおり指定されているわけではございませんで、どなたでもというかそういう業者さんがやれるということになります。

どういったふうを開始をしたらいいかということで、それを熱心な医療機関の方はそういう指導もするとかいろいろありましたけれども、そういう状況でどういった改修をしたらいいかということについての指導

といいますか、必要以上のことをやる必要はないわけでございますから、そういったところもあるというふうに思っております。

それと、どの業者さんをお願いするか全然不特定でございますので、そういった業界の方々にこういった制度で今やっていますという周知ということも必要でありましょうし、それを受ける人受けない人というのが、業者さんとすれば1回に入ってきたほうがいいという、前回ですね。という方もあろうかと思えます。そういうことがありますので、そういった業者さんに対する周知徹底といいますか、そういったお知らせの期間、そういったことも必要だというふうに思っております。

そういったことで、先ほど申しました、今、第5期がスタートしておりますので、第6期に向けて、第6期の制度を考える中でこういった状況につきまして、利用された方、利用する方々のご意見等もアンケート調査とかありますので、そういったご意見も聞きながら、またそういった、もしやるとすれば業者さんのほうに周知とか、そういった時間帯も設けながらやっていかなければいけないということもございますので、先ほど申し上げました答えと同じになりますけれども、次期計画策定期までのにその辺についていろいろ見きわめてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

今、業者のお話もちよっと出ましたけれども、仙台市ではホームページ上でも最初から最後まで書式として載っています。申請書を印刷するときの用紙、事務の概要、事務の根拠、申請方法等、さっき町長が言っていました申請用紙、見積書及び工事内訳書、住宅改修に必要な理由とかとこう文言が書いてあって、工事完了後に提出するもの、手数料、郵送による申請とか事前申請で確認すること、工事完了後に確認することとあって、仙台市のホームページにはもう懇切丁寧に書いています。

そういう部分で、やっぱり今少子高齢化になって、本当にまほろばの

里たいわでは224人の高齢者が待機、入所したいんだけどもまだ待機でいるというような状況。また、ほかの介護老人ホーム施設でも何百人という人が待機している、そういう中でやっぱり私もいろいろあちこち家庭を見させてもらおうと、仕事をやめて介護、または老老介護とかってやっぱり大変な状況に置かれているなという思いであります。そういう部分で、やっぱりできるだけ利用者の負担軽減を図るためにも、なるべくこういう受領委任払いの導入を検討してもらえないかと思います。

町長、その辺で、少子高齢化の時代で本当に毎日、この前ある議員にお会いしました。しばらくぶりですってね、やめてから会ったんですけども、うちのお母さんの介護をやっていますというような話を耳にしました。本当に、親の面倒を見るのは当たり前かもしれないですけども、やっぱり経済的負担というのはかなり大きいものだと思います。やっぱり、なるべくこういう高齢化社会の時代で、今本当にご苦労なされている町民の方々もたくさんいると思います。その点で、何とか導入の時期を早めるというか、6次なんて言っていないで、なるべく早目に検討いただけないか、町長のご意見をもう一回受けます。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
仙台市等、詳しくそのホームページに載っているということでございますが、それだけいろいろ検討されて、そういった周知の期間等も持ちながらやっておられるんだというふうに思っております。ですから、前準備があつてそういう研究もされた中で、そういった書式等も設定されてやっておられるというふうに思います。

家族で健康といいますか介護されている方々、そういった方がおいでということも承知しておりますし、そういった方々のお手伝いをすることにはやぶさかではございません。そういったことでございますので、そういった実態調査とかそういったものをしていく、ケアマネジャーのご意見も聞きながらそれを考えていきたいということで申し上げます。

ておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）

ぜひ、やっぱりそういう今の現状に合ったような制度をやっていただきたいと思いますので、ぜひ本当に困っている高齢者、そして家族のために取り入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2件目に移ります。

これは、群馬県の桐生市では、男女共同参画を推進するために幅広い分野から女性の人材募集をし、教育、保健福祉、文化芸術、環境、まちづくりなどさまざまな分野で、明確な意見を持っている女性を本人の希望により登録し、各種審議会、委員会の政策決定にかかわる組織の人選に役立てることや、女性の活躍の場を広げることを目的とする。各分野に関心がある、また専門知識や技術を有している人など、個人情報保護条例の規定に基づき管理し、女性の社会参画を本町に取り入れてはどうか、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、大和町におきます男女共同参画への取り組みにつきましては、平成12年7月に策定いたしましたたいわ男女共同参画推進プランに始まりまして、平成17年3月に大和町男女共同参画推進基本条例を制定し、その後、平成22年3月に策定いたしました第2次たいわ男女共同参画推進プラン、これは平成22年度から26年度まででございますが、に基づく実施計画によりまして、各種施策を実施しているところでございます。

また、男女共同参画を推進するためには、女性の意見を広く取り入れ

ることが必要でありまして、第2次大和町男女共同参画推進プランにおきまして審議会委員等への女性の登用率の目標を30%といたしまして、この考えに沿って各審議会等の委員選考に際しましては、それぞれの知識や経験を有する女性委員の登用を図ってきております。

平成24年4月1日現在の各種審議会等におけます女性委員の登用率につきましては26.9%となっております、平成11年2月15日現在の11.2%と比較いたしますと2倍以上の伸びになっておりますが、26年度までの目標としております30%にはまだ到達しておらないところでございまして、女性委員を選任する難しさがあらわれている状況でございます。

議員質問の女性人材リストにつきましては、各種審議会等の委員選出はもとより、各種事業の推進に女性人材を活用するためのものでありまして、男女共同参画の推進に資する一つの方法とも考えますが、当町においてはどのような進め方が適切かなど、個人情報保護とのかかわりも含めて研究してまいりたいとこのように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

本町では30%を目標として、ただ今26.9%になっているということでございますが、目標は30%でしょうけれども、これを40%とか45%とかと上げていくのも大事じゃないかなと思うので、女性の意見を聞くということは大変大事なのかなと私自身は思います。いろんな部分で、男性には見えない部分が多々あると思うので、ぜひこういう募集をやって登録してもらって、女性の活躍の場を見つけてあげることも大事じゃないかなと思います。

これは、群馬県の桐生市ですけれども、また埼玉県の入間市、また福井県の坂井市などももう既にやっております、福井県の坂井市ではもう二十歳から次の分野に関心のある方を募集するというようなこと、先進地で取り組みをやっております。

この人材リスト登録表によっていろんな取り決めがあるようございますが、そういうことも含めぜひ男女共同参画の部分で研究していただいて、本町にも取り入れていただきたいなと思います。

もう少し、町長、30%じゃなくもう少し上げるとか、目標にもう少し近いんですけれども、26%まで来ているということで、ちょっとお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
30%という目標でございますが、これにつきましては男女共同参画の推進プランの中で、女性の進出が少なかった段階で一つの目標として30%と挙げたところでございます。これは、30%でいいというものではなくて、何%でもいいんだと思うんです、そういう方がおいでであれば。決して、女性だから30%ぐらいということではなくて、逆に女性のほうが60%、70%であっても、ふさわしい人があれば、それは何もそれですばらしいことだというふうに思っております、決して30%にこだわっていることではないんですが、この計画の中で一つの目安という考え方でございますので、そういう人材が多ければ多いほど、男女問わずそういう方々にはいろんな形で参加してもらいたいというふうに、このように考えております。

議 長 (大須賀 啓君)
伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)
ぜひ、登用していただいて、研究していただきたいと思います。
それでは、3件目に移ります。
申請書届け出様式のダウンロードサービスについて。
本町のインターネット上で取り扱う申請、届出書様式などを掲載し、

申請事務などの手続の流れや審査の目安、標準処理期間など、分野別、担当課別で探すダウンロードサービスを取り入れ、町民サービスの向上に取り組むべきではないか。また、本町のホームページ上、内容を充実、情報や特集をもっと掲載すべきではないか、町長の所見をお伺いいたします。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、当町の申請書様式等のダウンロードサービスということでしたが、利用頻度の高い住民票、戸籍証明、税証明及び閲覧申請書をホームページから取得することができる状況に、大和町では今現在その状況でございます。ホームページからダウンロードした申請書による申請件数は、住民票関係、税務証明関係ともに月10件程度となっております。大部分は町外の方が郵送で申請される場合に利用されております。このほかの福祉医療等に関する各種サービスにつきましては、ホームページ上の各項目で内容を詳しく掲載しておりますが、様式等ダウンロードできる環境にはありませんで、担当課に問い合わせいただく形となっております。

本町のホームページにつきましては、自作で作成しておりますので、他の市町村のホームページと比べますとトップページから違う形、要するに独特なゆえにほかの町村と違うといえますか、そういった独自性の強いものでございまして、他市町村のホームページはほぼ同様の内容で、全国どこの市町村でも同じ箇所から調べることができる状況にあります。どのような形式のものがよいかの判断は利用している方々によりさまざまのようでございますけれども、議員お話しのとおり町民の皆様にとって一番利便性の高いものを、これを提供したいと考えております。

ホームページの形式の検討とあわせまして、申請書様式等のダウンロードにつきましても利用頻度等を調査しまして、利用可能な様式等はダウンロードできる環境を整備してまいりたいとこのように考えております。

す。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）

本町のホームページを見ると、入札関係は随分丁寧に載っているなど思っております。ところが、ほかだとちょっと弱いのかなと見ております。自作でやっているということで、もう少しホームページをもっとよりよいものにしてもいいのかなと思います。

まず、町章があって、町の花、町の木とかと載っていて、町長のご挨拶が載ってまして、町長のご挨拶も多少変わったのかな。前と違うかちょっとわからないですけども、こういうこともある程度、やっぱり時の流れとか月の流れで多少変わってくる部分もあるので、こういうこともやっぱり変えていく必要もあるし、「よろず掲示板」だって…。震災からあと5日で2年になりますけれども、職員の皆様、きのうのテレビでは随分入院等休んで職員の方がご苦労なさっているというのは、宮城県のテレビ、県で調べたニュースの中に昨年より震災後のほうが、職員が休暇をとっている数が多いみたいな、2倍近くなっているということで、本当に職員の皆さんにはご苦労をおかけしておりますけれども。

また、この「ようこそ宮城県大和町のホームページへ！大和をごゆっくりお楽しみください。」ということで、「あなたは開設から138万4,153人目のお客様です。」とかと平成9年4月からもう全然変わっていないって、やっぱりこういうところも5年刻みとか3年刻みで変えていくのも必要なんじゃないかなと思うんですけども、ぜひ仙台市とか宮城県を見ると本当にいろんな分野で細かく本当に、福祉、教育、交流、産業、仕事、社会資本とかいろんな部分で載っていますので、町民サービス当たり前なんですけれども、今、定住促進で何を見て大和町に来るかといったら、やっぱりこういう情報がなければインターネットしか、町外から来る人はそれしか情報がないので、大和町のやっぱりよさをも

う少しアピールするべきじゃないかなと思うんです。そういう部分で、町長、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ホームページの内容ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり大和町のホームページは職員で立ち上げて、かなり早い段階で作り上げたものでございます。それだけ独自性のあるものだったということに思っておりますが、そこから記事の内容とか内容はもちろん変わっているんですが、そのパターンといいますかそれについては余り変わっていない状況でございます。もちろん、スタートからの内容に新しいものも加えてきているところもあるんですが、基本的なことはずっと同じだったという経緯がございます。

独自性があるということで、例えばほかの業者さんがつくるホームページですと、ある程度ここに行けばここに行くといいますか、つながりが意外にあるといいますか、だから他町村のを見てもぱっと行けるという状況があるのですが、そういった意味では大和町の独自性があるがゆえのほかのパターンとは違う状況にある部分はあるというふうに思っております。

お話しのとおり、今は情報の提供とかそういったものにつきましては、このホームページなりそういったものが、インターネットといいますか、大切なところでございますので、その内容等につきましては工夫をしながらよりよい、わかりやすい情報を提供するということが大切だというふうに思っております。

どういうふうに直すかとか、そういったことは今申し上げることはできませんけれども、わかりやすい情報の提供、そういったものを心がけながらホームページについて今後取り組んでまいりたいとこのように考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）

ぜひ、今取り組むということでありましたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、現在、議員控室に設置されているパソコンの立ち上がりにすごく時間がかかり過ぎて、また事務局職員のパソコンで「これ、出して」と言うと、なかなか職員も仕事に支障を来しているんじゃないかと私思います。私も今、光を使っていますけれども大分早いです。今、設置してあるパソコンはいつ購入したのかちょっとわかりませんけれども、その辺、町長、職員もやっぱりなかなか砂時計が出てきて前に進まないのでは、状況的に厳しいんじゃないかなと思って、仕事に差し支えがあるんじゃないかと私は思うんです。そういう部分で、やっぱり町が本当に一番大事な部分なので、やっぱりホームページを立ち上げるのに新型の、最新のパソコンを設置していくことも大事じゃないかなと思うので、その辺、町長のご意見をお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町も今、光は使っておるんですけれども、かなり今6年目か7年目ということで、そういった部分では重くなっているといいますか、そういう状況でございます。

パソコンの交換ということでございますけれども、これは一遍にはできないものですから、順次やっていかなければならないというものだというふうに考えておりますけれども、1回やれば何千万円、億近くなっちゃうものですから、その辺は計画を持ってやっていかなければいけないと。重くなっているというものは私も感じておりますけれども、今「じゃあ、はい、すぐやります」とはなかなか言える状況でもありませ

るので、順次計画的にやっていきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）

ぜひ、職員の皆さんが仕事を喜んでやれるような状況下をつくるのも町長の役目だと私は思います。ぜひ、その点で財政的負担がかかる部分がありますので、一気には無理なので、徐々にとかというそういう改善をしていただければなと思っております。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で伊藤 勝君の一般質問を終わります。
途中になるかと思いますが、2番浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして2件6要旨、質問させていただきたいと思っております。

まず、1件目でございます。

従来地域活性化の調査研究状況はということで質問させていただきます。

昨年6月の定例議会におきまして、従来地域、宮床、吉田、鶴巣、落合、吉岡旧市街地での少子高齢化並びに就労世代と小中学生の減少による地域活力の低下を問題提起させていただき、環境保全、防犯、文化継承等の観点から子育て支援住宅整備など新住民の定住化対策というのを提言させていただきました。あれから早いもので約9カ月経過しておる中で、その当時のご答弁では他市町村での実施事例や効果を調査研究するというご答弁でありましたけれども、9カ月経過した中で以下の3要旨につきまして質問させていただきたいと思っております。

1番が、調査研究をした他市町村はどこであったのかと。

2つ目としまして、導入済みの他市町村のメリット・デメリット、これを研究した結果、どのようにまとめておられるのかと。

3つ目といたしまして、当町での導入の見通しはということで、この3点に関しまして町長のご答弁を求めます。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

ただいまのご質問にお答えいたしますけれども、昨年6月に市街地外、従来地域といえますか、の活性化対策が急務ではとのご質問をいただきまして、活性化策の一例としての子育て支援住宅整備について、事例や効果を調査研究しているところである旨のご回答をいたしました。

本町は、平成25年1月で9,832世帯、2万6,603人に達したところでございまして、杜の丘地区や吉岡南第二地区を中心とした若い世代の転入が著しくなっております。第4次総合計画の人口フレームにつきましては、平成27年に2万8,200人、目標年次の平成35年には3万人としておりまして、ほぼ計画に沿った形で人口の伸びを示しております。しかし、町内全般を見渡しますと、振興団地での転入増加があるもののその他の地区では人口減少が続き、人口増加地区と減少地区の二極化が進んでおります。従来地区は少子高齢化が進み、後継者の不足や子供の減少により地域のコミュニティ活動の参加者の不足や農地、山林、公共施設などの管理への支障、伝統文化の継承者の不足などさまざまな問題の提起がされております。

このような状況から、町づくりの方向性は2つに分類されまして、若い世代の多い地区につきましては子育て支援、保育所、児童館、学校等の整備が急務となっております。また、従来地区におきまして地域コミュニティの維持が必要であり、行政としての支援策を講じる必要があると考えております。人口減少の背景には、若い世代が転出していく減少があり、高齢者の割合が高い地域となりまして、その背景には生活

環境や子育て環境の不足要因があります。そういった中で、議員の皆様からご提案をいただいている子育て支援住宅整備は、重要な施策の一つであると考えております。

これまでの調査研究の内容についてであります。色麻町に事例では定住促進団地分譲として町の活性化を目的に、町外に住んでいる方で小学生以下の子供のいる世帯を対象に、定住宅地に自己の住宅を建設した場合、宅地は10年間無償貸与とし、期間が満了した場合には無償で譲渡するものでございます。この制度は、病院跡地を町が土地利用の検討をした結果、定住対策として活用することになり、町に永住することを希望している方に、地区の行事に積極的に参加するなど申し込み資格要件を定め募集した結果、現在6区画のうち4区画が分譲され、定住促進が図られております。

また、このほかに地域活性化住宅がございまして、入居条件としましては同様に町外の居住者で小学生以下の子供がいることなどとなっております。2階建ての建物4棟に30戸分を建設いたしました。既に全戸入居している状況にあり、この住宅には子供が50人から60人入っております。地域活性化に大きく貢献している状況にございます。この住宅は、民間ハウスメーカーが建設を行いまして、建設費用を30年間分割し、家賃収入と町からの支出で償還するものとしてございまして、30年経過すれば町へ無償で譲渡される内容となっております。

メリットとして挙げられる点でございまして、この住宅建設によりこれまで人口減少していたものに歯どめがかかり、現在は横ばいに持ち直し、子供の数の減少にも歯どめがかかり、さらには税収の増につながったとお聞きしております。若い世代は、子育て期間中の住宅取得には大きな負担となることから、これらの費用の一部を負担することが大きな魅力となり、転入のきっかけとなっているのではないかと見ており、デメリットは特にないと伺っております。

また、大衡村や利府町では、雇用促進住宅を譲り受けまして、町村内の企業に就職をする方を対象に定住促進住宅として入居者を募集しております。このほか、全国の市町村においてさまざまな定住促進対策や子育て支援対策を講じており、公営住宅を子育て支援対象世帯へ低廉で貸

し出すものや子育て期間中に家賃を補助する制度、戸建て住宅を建設する費用の助成、宅地取得費用の一部を助成するなど多岐にわたって制度が展開されております。

ご提案のありました子育て支援住宅は、従来地域への対策として研究を行っておりますが、都市計画区域の市街化調整区域内は住宅建設の制限があるため、建築可能な都市計画区域外を対象として研究を進めておりました。子育て環境や生活環境の不足要因、転入される方が長く住み続けられる環境の整備など慎重に検討し、宅地分譲する場合の応募者の見通しを立てていきたいと考えております。

また、これらの方法以外にも本町に合った制度がないか研究を進め、さらには従来地域での人口減少に対し、地域活性化対策をあわせて整備しながら進めてまいります。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

まず、1 要旨目になりますけれども、調査研究した他市町村ということになりますと、先ほど色麻町の定住促進団地の分譲でありますとか地域活性化住宅、いわゆるこれはやまびこ住宅と言われている住宅だと思っておりますけれども、でありますとか、大衡村、利府町の定住化促進住宅が挙げられました。

そこで気になりますのが、具体的に現地調査を行ったのかどうなのかですね。あくまでも条例上のみの確認またはホームページ上の確認に終わっていないか、確認させてください。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現地には行っておりません。現場を見たとかそういうことではないわ

けです。あとは、もちろんホームページとかでは見ておりますけれども、あとは直接の連絡、役場とのですね。その辺の聞き取り調査ということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

ただいまのご答弁、非常に対応が遅いのではないのかなと思われま。その一つの要因が、昨年6月に私が一般質問で取り上げさせていただいておりましたけれども、過去の議会だよりをひっくり返してみますと、特に色麻町の案件に関しましては平成22年の9月の定例会におきまして、現堀籠日出子副議長が色麻町の定住促進住宅等の問題を提起され、その結果として今後の課題を整理していくというような話で、もう既に2年以上前に問題提起をされております。基本的に、新しい事業をやるに当たって、やはり自分の足を、または職員みずから現場を確認して効果があるのかなのか、並びにどんな財政的な措置で事業を行ったのか等、確認すべきではないのかなと、そういう段階に来ているのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろんな現場を見るということは、大切なことだというふうには思います。ただ、まだやっていないということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

現場のほうをまだ確認されていないということでのお話しでございましたけれども、されていないイコール早急な課題という認識をまだなされていないのではないのかなと私は考えます。という意味で、きょうは皆さんに両面刷り1枚及び片面刷り1枚の資料を配付させていただいております。

私が、緊急課題ではないのかなと思われるところで、まず1枚目のこの棒グラフをごらんいただきたいと思うんですけれども、こちらに町民課で調べました平成15年から25年までのいわゆる従来地域の人口数の推移をグラフ化しております。棒グラフが全地域の推移でございます、折れ線のグラフが、これ、合計数になっておりまして、右側のスケールになります。こちらで言えますことは、手書きで書かせていただいておりますけれども、吉田地区におきましては541人減、鶴巣地区におきましては380人減、落合地区に関しては244人減。ただ、落合地区に言いますと、集計上、まいの地区の住宅等の整備をした団地の人数も含まれていると思われるので、従来から落合にいる方の減少数というのはさらに大きいのではないのかと思われます。あと、宮床と小野地区に関しては168名と、トータルで1,333名が減少しているというような状況でございます。

こちらを、下のグラフになりますけれども、人口率に推移ということでグラフ化をしております。平成15年の数字を、こちらを100%とした場合にどれだけ減少しているのかということで見ただけであればよろしいかと思いますが、吉田地区では18.4%減、鶴巣地区におきましては13.9%減、落合地区においては12.2%減、宮床の地区においても8.1%減、トータルでいって13.7%減というのが現状でございます。

このグラフをごらんいただいて、緊急に手を打たなきゃない課題ではないかという認識を私は持つんですが、これは私のみならず全議員またはその従来地区に住まわれている住民皆さんの思いではないかと思いますが、町長はそのように見られませんか。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人口の減少につきましては、数字にあらわれているとおりでございます。大和町の場合、ほかとちょっと違うところは、町内での移動もあるんです。それで、全体が少なくなっている町と、大和町一部ではありますけれども全体としてはふえている中で町内の移動とかがありまして、その辺については少々ほかの町村というか減少の町とちょっと違った課題があるのではないかと。減っていることについては、間違いなくそういった議員のお話しのとおり課題のあるところでありまして、大和町独自と言ったらちょっと違うかもしれませんが、そういった課題もあるというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

途中ですが、暫時休憩します。

再開は、午後1時とします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

それでは、簡単に午前のお話をちょっと私なりに整理させていただくところから始めさせていただきたいと思います。

まず、昨年6月の議会でご提案させていただきました子育て支援住宅等を従来地域の人口対策、活性化というところに関しまして、どのような市町村を調査研究されたのかという件に関しましては、近隣の色麻町並びに大衡村、さらには利府町に関してあくまでも紙面並びにインター

ネット等を介して、現場に足を運ばれての調査にはまだ至っていないというようなお話で、さらには現状の人口動向を鑑み、緊急な課題ではないかというところをご提案させていただいたわけでありますけれども、その午前の答弁の中では従来地域のところが減少傾向にある中、若い世代がどちらかといいますと整備された団地に流出、転出されていく傾向がどうもあるというお話をされておりましたけれども、これ、言い換えれば、私が思いますには、やっぱり従来地域に生まれた次男または三男さん、そこの地域に住みたいなというふうに思っても、都市計画法に伴う市街化調整区域等の話もあり、うちを建てたくても建てられないという状況も一つの要因ではないのかなと思います、まずは午前中の私の理解が正しいのかどうかというところで、確認のため町長にお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今、ご説明というか要旨をまとめられたという中だというふうに思っております。最後に申し上げた町内で移動があるといった部分、それにつきましてはおっしゃるとおり調整区域とかそういった部分の課題もあると思います。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）
それでは、先進地として色麻町の調査を行ったというお話を伺いましたけれども、我々議会も議場で問題提起並びに施策の提案をさせていただいている以上、いろいろな調査も進めさせていただいております。その中で、例として挙がっておりました色麻町ですけれども、色麻町が子育て支援住宅並びに定住促進団地の分譲に当たって、実現においてどの

ような過程でやったのかというのをいろいろ調べていった中では、問題意識を持った職員の方が熊本県の玉東町というところでの事例を耳にして、じゃあどんなことをやったのかなというので視察に行きたいという話を持ち出した際に、「いや、いい話なんで」ということでその話を聞きつけた町長みずから玉東町に行かれ、視察をされて、今の施策実施に至っていると聞いております。

そこで、我々も全議員やはり緊急な課題であろうと思われる中で、たまたま日程の都合もありまして有志9名にはなりましたが、玉東町のほうの視察に行かせていただきました。2枚目にお配りしたこちらの資料ですね、これが私なりにまとめさせていただいた玉東町の視察の結果でございます。中でも一番すごいのは、一番上に国土交通省からの社会資本整備総合交付金がついたという話がありますけれども、ある意味、どうもこれは後からついたお話らしく、問題意識を持って人口増加にどう融資策を行おうかという話を職員、並びに町長主導で進められた結果で実施された話と伺っております。

話としては、行政側が事業者または個人に20年以上もつ建物ということでPFIの手法をとられ業者側の選定を行い、行政としては入居者に住宅の貸し付けを行うわけですけれども、もちろんこの住居者からは家賃収入をいただくんですが、ここはその子育て支援住宅というところで、通常支払われる相場の家賃収入よりも子供の人数またはその学年に応じて減免をして、その部分を町の事業費で行っていく事業でありますけれども、町側としては町営の土地を無償貸与して、実際の維持管理、修繕は入居者と事業者と直接やってもらうという意味では、町側での日常のやりとりは住宅貸し付けによる家賃収入。その分を、プラスあと足りない分を補填する形で、貸し付けた分の借上げ料として支払うというようなやり方でやられております。

具体的なところでいくと、5期に分けての事業になっておったそうにして、実際に今現在1億6,000万円の借上げ料が発生している中で、入居者からの家賃収入としては1,000万円、したがってその差額分の1,050万円、したがって差額の552万円が行政負担になっている部分でありますけれども、そのうちの半分の0.5%、これを国土交通省の社会資本整備総

合交付金から給付を受けて、町側の負担としてはトータル276万円になるんですが、実際にはこれ、世帯数が今25世帯ありまして92名の方が暮らしているという中で、世帯割をした場合には1世帯当たり11万400円になります。11万400円。ただし、この11万400円になるわけですが、じゃあ町側としてはどうなるのかというと、この赤いラインで示させていただいているとおり、あくまでも建物に対する固定資産税の納付でありますとか、所得税のもちろん納付もあるわけですし、さらに住居者の方々からはもちろん住所を移していただくわけで、町県民税並びにその他の税金の納付もあるという中では、1世帯当たり11万円とこれは大分また薄まるんでないのかというようなお話でございました。

地理的に言いますと、宮城県の県庁所在地の仙台市、政令指定都市の仙台市から車で三、四十分というのが我々大和町になるわけですが、こちらの熊本県の玉東町も熊本県の県庁所在地の熊本市から車で三、四十分というところで、地理的にも非常に似ていて、唯一我々にはないものというところで考えますと、JRの鉄道の駅が向こうにはあるんですが、こちらにはないという中でも、そこが1点、地理的なところで弱点になるところになるかもしれませんけれども、これだけ企業誘致が進んでいる中、やっぱり職住隣接の環境も整っている中、当町での導入にはメリットが大ではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまの熊本県の玉東町の例を挙げてご説明いただきました。この制度、私も存じ上げておりますというか、あくまで見てきたわけではございません。

色麻町さんでここをモデルにしたというのは聞いておりまして、色麻町長からはこういう方法でこういうことをやりたいとやり始めにお話しもありましたし、この玉東町という名前まではちょっと記憶になかったですが、現地のほうでいろいろそういったモデルがあるのでとい

う話も聞いております。その中で、こういった制度、新しい、あのころは取り組む必要がこの辺では余りなかった制度ですから、ああそういったやりかたもあるんだなと、一つの方法としていい方法だなということも思っていたところでございます。

今、やり方についていろいろ説明がございました。国交省の補助については後からついたというのも、それも聞いております。当時、過疎ではないんですが、そういった対策という形の中で新たに申請をした中でそういったものもプラス、制度として使われたということ。それから、住宅メーカーさんが色麻さんにおありでしたので、その住宅メーカーさんと色々そういった共同で、住宅メーカーさんも地元の自治体に協力しようというふうな非常に好意的なものがあったという話も聞いております。

方法につきましては、今議員お話しのとおりでして、そういった補助金または住民の方の負担といたしますか、それもあの中、町の負担はできるだけ少なくした中で、そういった方々に住んでいただくという方策、これは非常にいい方法の一つだというふうには思っております、この方法についてはお話しのとおりだというふうには思っております。

これを大和町でということ。これも一つの方法だと私も思います。これが全て、これで決まりというものではありませんけれども、ですから先ほども申しあげましたけれども、そういったモデルの一つとしては見ておったということでございます。また、その場所の問題ですね。玉東町が大和町ぐらいと同じくらい県庁所在地に近いエリア、そういったことについても、JRはないというデメリットといたしますか、向こうさんよりは弱い部分があるということもありますし、そのことについてもそうだろうなと。また、我々が考えるとすれば、大和町に企業さんも来ておりますので、企業さんに勤めている方という対象にもなるんだろうというふうには思っております。

先ほど申しあげましたけれども、この方法につきましてもう一つのその色麻でやっている土地を売る方法とか、あとこういった形の建物を、今PFIがちょっと当時とは違っておりますので、この当時はPFIというのが非常に取り上げられた時期でして、なかなか何十年という先が見え

ない中でのああいう新しい取り組みということで非常に注目された時期でした。それが悪いとか何とかではないんですが、P F I だけではなくていろんな方法があるというふうに思っております。ですから、そういった意味ではこういった住宅をつかって安く提供をしてという方法も、これもいい方法の一つだということは、そのように同じような考えに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

確かに、このところP F Iの問題もクローズアップされてきている中で、P P Pというやり方でもう少し官が入って管理をした中での運用の形態を始めている、国でありますとか市町村も出てきているやに聞いておりますけれども、まずこのやり方で一つやっぱりいいのは、公営住宅法によらずに町の裁量で決められるという点が一つあると思うんですよね。やっぱり公営住宅は、ある意味低所得者に住居を提供するという縛りと言ったらあれですけれども、そういった責務がもちろんある中で、これに関してはそういった制約がない関係上、町の裁量でどういう方に入っていただくのかというのをある意味選べて、実際に現地、現場のほうで確認させていただいた中では、もちろん所得が、職業がもちろん安定されていて、収入もある程度安定されている方というところからいくと、今現在事業を始められて数年になるわけですけれども、未収も全くないと。もちろん未収にならない方を入居者に選んでいらっしゃる。さらに、地域の住民の方々とうまく共存していただくという意味で、実際の入居者の選定において、行政の方のみならず最終的な面談というところでは、その町内会のいわゆる区長さん方にも入っていただきながら、じゃあどのご家庭の方に入っていただくのがいいのかという面談までされているというお話しでございました。

一つの方法としては、問題がないのではないかとこのところでは、ある意味町長とも意見が合ったところではあるかと思っておりますけれども、あ

とは時期的なところですね。というところで、非常に我々議会議員としては緊急な課題ではないかというのを午前中にもお話しさせていただきましたが、人口の推移のみならずお配りした資料の裏の面になりますけれども、こちらに「今の吉岡小学校と小野小学校を除く」になっていますけれども、小学校の全児童数の推移を1枚上に提示させていただいています。ごらんいただいてわかるとおり、一番多い鶴巣小学校でも100人を今切りそうな勢いがあります。今後の動向として、じゃあ下のグラフになりますけれども、新入児童、今の6歳児から1歳児までの子供たちがどれだけいるのかというのをこちらの表にさせていただいていますが、鶴巣で多くても14人とか16人とか、そこからまた減っていくような状況であります。もちろん、これからすぐにじゃあこの年代をふやせるのかといった場合に、決してふやせる話じゃないと思うんですよね、今のままでは。ある意味、今お子さん方がいらっしゃる家庭の方に定住いただき、そこで大和町のよさを知っていただいて、将来的に町内のどこかにマイホームを設けていただくというのが一番理想なのではないかなと。そういう意味での1世帯当たりの10万円程度の、ある意味そういった事業も必要なのではないのかなと考えます。

こちらの児童数というところからいきますと、従来地区の今住んでいる皆さんがやっぱり非常に気にされているのが、このままでは学校がなくなるんじゃないのかなというのを非常に気にされているのではないかと思います。私としては、やはり学校というのはもちろん子供のためにはありますけれども、子供のための利便性を享受するわけではなくて、地域に住まわれているお年寄りの方でありますとか大人の方でありますとか、皆さんのやっぱり一つの力になるのかなと思われれます。という意味で、基本的にやっぱり小学校は各地区に私はあるべきではないのかなと考えますけれども、町長はどのようにお考えになりますか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、このアパートといいますかについてでございましたが、先ほど申しましたけれどもこういった方法も一つあるということでございます。これで、ちょっと私が思うのは、これは小学校の子供とか小さい子供がいるときに入ります。そして、ある一定になったら出るというか。そうした場合に、その方が議員のお話のとおりその地域に住んでもらうというのが非常に理想の形といいますか、それが一番の目的だと思いますが、その後についてどうなのかなというのがちょっと一つ課題としてはあると思います。

それから、そのあいたところにまたそういう方が入ってくるということになりますので、そういったローテーションといいますか、そのためにはこういった学校の話にもなってくるわけでございますけれども、こういったアパートがそれなりに学校に近いとか、またはそういった生活エリアに近いとかという条件があるんだらうなというふうに思います。

もう一つ出てくるのが、さっきおっしゃった調整区域の関係です。大和町は調整区域もございますので、そういった中で今度は場所のものについて、そういった細々とそういう課題もまだまだあるんだなというふうには認識しておるところでございます。

だから、方法としては、これも先ほども我々が申し上げたのも方法の一つということで、この玉東につきましては先ほど申しました、私も前から聞いておるところもありますし、今ご説明いただいた中でもありますので、いい方法の一つと思うところです。

それから、学校の問題ですが、いいのですが、次の一般質問の中にもちょっとあったようなところがございましてあれですが、基本的に今の状況で中学校は再編をいたしました。2校という形で進めております。それで、大和中学校、宮床中学校ということでございますが、小学校につきましては現在複式とかという課題はあるのですが、やっぱりおっしゃったような地域のいろいろな意味で大切な組織といいますか、そういったものでもございます。子供たちのことも考えていかなければいけないところではございますけれども、基本的に今の段階では小学校というのは各地区、今あるような体系がいいのではないかというふうに考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

小学校は、各地区に根差した中で子供たちをともにみんなで育てていくというような環境が必要だということでも、町長とは意見が一致しているという理解をさせていただいております。そういう中で、やはり教育を受ける環境の中、確かに少人数制のよさはよさであります、とはいえ5人、10人でいいのかということをお考えますと、将来的に社会に出て高校または大学に入った場合には、急に40人以上のクラス、1学年何百人の中で生活しなきゃいけないという中で、ある程度の集団生活を覚えてもらうという意味でも、ある程度のやっぱり人数は必要ではないかと考えます。

そういう意味で、いろんな手法はいろいろあるんだとは思いますが、一例として玉東町の調査させていただいた件をお話しさせていただいておりますけれども、ある意味小学校のある程度の人数規模を維持するということが及び従来地域の環境保全、または文化の継承という観点でも、ある程度の人数を維持していかなければやっぱり守れないという中で、住宅をある程度ふやさなきゃいけない、何らかの手を打たなきゃいけないというところでは、町長とも意見は一致していると思っておりますが、あとはいつを目指してやるのかと。具体的にどんなふうに進めていくのかということが非常に課題だと思っておりますが、まず紙面上の、または条例のみの調査では、本当に何が問題なのか見えない部分もあると思っておりますけれども、今後どういう形で調査を進めていただくお考えなのかお聞かせ願います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この件につきましても、以前からお話ししているとおり、先ほどの回答でもお話ししましたけれども、この支援住宅というものにつきましても非常にいい政策であるということは申し上げております。以前から議員さん方からもいろんなご意見をいただいておりますので、先ほど申しましたとおり大和町のどのエリアかとかそういった土地の関係とか、そういったものを含めて今進めておるところでございます。

いつというところまでは明言はできませんけれども、具体的な形といえますか、まず全てのエリアで一度というわけにはいかないとも思いますし、そういったことも含めて協議といいますか、現在進行形ということでご理解いただきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

現在進行形というお話しではありますけれども、私も質問させていただいたのが昨年6月、あれから9カ月。それ以前のお話しもさせていただくと、先ほどもちょっと申し上げましたが平成22年の9月の定例議会では、堀籠副議長が同じような趣旨での質問をされ、それ以前には平渡議員も同じような質問をされているというふうに伺っております。という中、具体的なまずは現地調査でありますとか、そういった指示をいつお出しになるのか、再度、強いその辺の前向きなご答弁を期待しておりますが、お願いできないでしょうか。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

調査の指示はもうやっているところでございます、現地調査というお話でございますけれども、指示はやっておるところです。ですから、調べているということ。

それから、議員さん方からもいろいろご提案があった中で、平渡議員さんとか堀籠議員さんからありました。その間のいろんな経緯があった中で、町としてもそういった取り組む方向に、最初からではなかったと言ったら申しわけないですけども、研究を重ねた中でそういう段階が来て今があるということですから、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

いつとかというお話になりますと非常に窮屈になるというか、やる気がないということではなくて、そういうふうにやると非常にあれですけども、ここまでやると言って進めてきている中で、こちらの前向きな姿勢もご理解をいただきたいと思いますけれども。

議長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

前向きに検討ということでありましてけれども、やはり実際の募集を考えた場合、実際にお子さんがいらっしゃる方に来ていただくわけですし、学校でありますとか幼稚園でありますとか、そういった意味でいきますと途中で転校というのなかなか、学力的なところを考えても大変なご負担をかける部分もあるかと思っておりますので、やはり早ければ早いにもちろんこしたことはないと思っておりますけれども、4月なりからの実施というところを目指して考えると、来年に向けてやるのかそれとも再来年に向けてやるのか、もう段取りをしなきゃいけないような、していただきたいなと思うわけでありまして、我々議会としては我々議員もぜひこういった施策に関しては応援をしたいと思っておりますので、一気に大きな建物は要らないと思うんですね。

いろんな地区に、まず実験的にでも構わないと思っております。余り大きな建物を最初から期待しているわけではありませぬので、試験的にでも早急に具体化をしていただきまして進めていただきたいと思っておりますけれども、そういう意味でご答弁いただいている中でもどちらかという都市計画法の絡みでありますとか、もちろん課題はあるかと思っております。ぜひ、

その課題があってできないという話ではなくて、いかにやったらやれるんだという意味で、計画法の都市計画区域の見直しなり関係省庁という
いろ、またはこれは県知事の管轄になるかと思うんですが、県のほうと
も協議いただきながら、ぜひ具体化を進めていただきたいと再度ちょっ
とお願いをして、ぜひ進めていただきたいなと思います。繰り返しで申
しわけありませんが、ぜひ進めていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、小さな建物というお話ですけれども、これを建てるということでは
なくて、方法の一つとしてというお話を申し上げたので、そこを誤解
なさらないようお願いしたいと思います。

それから、入居するに当たって学校の関係もありますので、4月から
とかそういったことは当然募集するに当たっては、そういったことをし
っかり考慮しながらやっていかなければいけないというふうに思ってお
ります。

それから、土地計画法とかそういったものを変えるかどうか、場所の
選定もこれからですが、これは法律の問題とかがございますので、そう
いうところになってくると1年とかというものではない話にもなってく
るところもございます。「ここ、買いたいからちょっと調整区域を外し
てくれ」と言って外せるものではなく、町全体なり仙塩地区全体のもの
が絡んできますので、そういう話は非常に簡単ではない現実がございま
す。これは、現実としてですね。ですから、そういったものをクリアす
る場所でそういうのをやっていくのがベストなのか、そうでなくてもう
少し許可が可能な場所がということも、そういうことも含めて今検討し
ているということでございますので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

いろんな課題があって、もちろんこの場でいつというお話はなかなか言っていただけないものだろうと思いますけれども、まずこの場で再度確認させていただきたいのは、我々議員、皆、急務の課題であると認識をしております。町長も急務な課題であるという認識を持っていただけるのかどうか、そこを確認させてください。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

非常に大事な大きな課題というふうに認識しております。

議 長 (大須賀 啓君)

浅野俊彦君。

2 番 (浅野俊彦君)

大きな課題としては認識いただいているわけですが、急務な課題かどうかというところですね。その認識でいらっしゃるのかどうか確認お願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

お話ししたとおり、こういうものにつきましては急務というものをどのレベルというか、どの時期に捉えるかと。

この間、野田さんがいつ解散するみたいな話がありましたけれども、ああいう言葉のあれになってくるとちょっと問題があると思いますので、急務であるといった場合にじゃあそれがいつなのかという話にもなって

くると、その法的な問題とか、先ほど申したようにいろんな課題があるということでございます。ですから、その辺につきましては大事な課題ということでお話しさせてもらったところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）
全く、急務といっても時期的なところは問うつもりはございません。急務とおっしゃったから、何で来年やれなかったんだ、再来年やれなかったんだという話ではなくて、どういった姿勢でこの課題に向き合っていたのかという意味での急務というお話をさせていただいているだけです。そういった観点で、急務という認識をお持ちいただけるかどうか、お願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
一番最初の質問でもお答えしたとおり、皆様からご提案いただいた関係につきまして非常に重要な施策の一つであるというふうに申し上げております。我々がこの言葉を使うということは、非常にそれなりの覚悟があって申し上げておるところでございますので、よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）
我々、議員の思いも感じ取っていただいたのではないかというふうに

理解をさせていただき、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2件目になりますけれども、予算編成のプロセスはということで、施政方針演説を受けての質問となります。

新年度予算編成に当たり、継続事業については利用者の声をヒアリングし、見直し改善を図っていく姿勢が重要であると考えます。新規事業については、これまでの形態にとらわれないアイデアと、当然のことながらその財源の確保というのが重要なのではないかと考えます。そういった意味で、新年度の予算編成においてどのようなプロセスで進め予算編成されたのかという視点で、以下の3要旨を質問させていただきます。

主要事業、施策のヒアリング先とその方法は。

2として、事務事業の見直し、改善を行ったとありましたが、その成果のほどは。

3としまして、事業の検証、評価を反映した主な事業はということで、3点でございます。答弁求めます。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

予算編成のプロセスに関するご質問でございますが、1点、「利用者の声をヒアリングし」ということを申し上げました。これにつきましては、利用者に直接、町民に直接ヒアリングということではなくてということで、役場内部でのヒアリングという意味でしたので、ちょっとそこをもしかして誤解されたとすれば申しわけなかったと思います。

この件につきましては3件ありますが、合わせて申し上げたいと思います。

本年の新年度予算編成につきましては、国の動向が決定されていない昨年の10月から第4次総合計画に基づきます「みやぎの中核都市・大和」の実現に向けまして、スタートいたしました。編成に先立ちまして、財源の総枠や政策的な投資的充当可能財源の把握を目的としまして、平成25年度から平成27年度までの歳入及び歳出に係る中期財政見通しを策

定いたしたところでございます。

この状況を10月26日開催の予算編成説明会で町内の各予算担当者に説明するとともに、11月の庁議で各課長等に指示したところでございます。

この方針を受けまして、各担当課におきまして予算編成を本格的にスタートしておりますが、厳しいそして不透明な状況下での認識を念頭に、町民皆様や関係団体のニーズや動向を勘案しながら、予算原案の策定作業が行われました。

12月中旬には、担当課と財政課の担当者のヒアリング、担当課から聞くやつですね、ヒアリング。そして、主要事業及び実施計画上の政策的事業につきましては、12月18日から25日までの5日間で私と副町長、そして実施計画担当の町づくり政策課及び財政課の職員が、主幹課の課長及び担当職員から事業の概要の説明を受けまして、さらに現地調査を実施いたしております。この説明を受けまして評価いたしました対象事業数は156事業でございまして、金額は30億7,300万円でございますが、事業実施を保留したものについては6事業、また事業規模の縮小等によりまして、金額では1億8,700万円の調整を行っております。また、見直しを行った事業につきましては、補助金に関するもの、管理委託に関するもの、物品の購入に関するものがございます。

さらに、1月15日から19日まで、私と副町長による財政課との間での最終の二役査定を実施した後に、各課に予算案の内示をいたしております。

その後、1月22日から23日に再度事業費の調整が必要なもの20事業につきまして、二役と担当課長での予算復活折衝により最終の予算案として調整いたしましたものでございます。

なお、補助金につきましても、町内での補助金見直し検討委員会を昨年10月に立ち上げまして、6名の委員と事務局2名により町の単独事業109事業の点検、検討を実績報告書や独自に作成いたしました評価シートにより実施いたしました。このうち、11事業にかかわる補助事業につきましては、繰越金が多額である等の理由によりまして補助金の削減の提言があったところでございまして、本年度予算への反映を図り、5%の削減を行ったところでございます。

なお、厳しい財政状況下になりますので、今後とも事業内容の精査や事業効果の一層の検証での経費削減及び新たな住民ニーズに沿った適正、効率的な予算編成を進めてまいりたいとこのように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

担当のヒアリングを行ったというお話は、町長または副町長がみずから町民の方にヒアリングされたというお話ではないとはもちろん認識はしておりまして、事業の執行並びにその企画に当たって、特に継続事業で行けば担当課の課長さんまたは班長さん、実際に担当されるその下の担当の方、主査の方が、実際にその事業に携わる町民の声をヒアリングしながら常に改革、改善を、何らかの問題があれば、かけていく姿勢が大事ではないかと思われま。

という中で、日常の業務として担当の課長さんなりまたは担当の方に、ぜひ町民の声を、とにかくヒアリングをすべきだというような形で指導をいただきたいというふうに、いただいているとは思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事業につきましては、当然課内、庁内でも見直しといいますか、常にそういったものの精査をしていくわけでございますけれども、その辺につきましては成果またはそういったものについては、町民の方々、そういったご意見は当然必要というふうに思っておりますので、それはなお徹底してまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

町民の声のヒアリングを徹底したいとのご回答でありましたけれども、ぜひそう願うわけでありませうけれども、ちょっと一例としてお話をさせていただきますと、宮床中学校のスクールバスの入札案内が2月に出ておりました。という中で、PTAからの要望事項もあり、町長との懇談会でいろいろお話しした事項を反映しているやに聞いておりますけれども、入札案内をする前の段階で、ある意味担当課なりで、そのPTAのせめて役員の方とは意見交換の場を設けるべきではなかったのかと。設けてしかるべきだというふうに思っております。たまたまPTAの役員からちょっと相談を受けて、「いや、何も聞かれていないの」と言ったら、「特段、何もなかったんだよ」というような状況がちょっとあったものですから、ぜひ特に継続事業の実施においては事業に携わる、まず町民、ユーザーの声を聞くというのが一番大事なのではないのかなと思いますので、これはたまたま一例ですけれども、そんな事実があるかどうか、ちょっとご意見をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

スクールバスにつきましては、ご要望もありましたし、聞いております。

それから、こういったものにつきましては、PTAの方と話せばいいのか。学校と我々はやっているわけですね。だから、学校とPTAの連絡も必要だというふうに思っております。いつもPTAと要望会をやるんですが、学校は聞いていないけれどもこっちは聞いているとかということがありますので、やっぱり学校とPTAの連動、連携といいますか、そして教育委員会なり町と連携というのも大事ではないかというふうに

も思います。

議 長 （大須賀 啓君）
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

学校とPTAの連携というお話ですけれども、PTAの中にはもちろん先生も含まれているわけですし、とはいえ先生側としてはやはり教育委員会なりのある意味言えない部分、言いたいんだけども言えない部分もひょっとするとあるのではないかなという中で、スクールバスの事業自体はやはり実際に利用される生徒を見なきゃいけないその親、親の意見というところも私は聞くべきじゃないのかなというふうに思いますけれども、学校との連絡という話ではなくてですね。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野議員、時間でありますので……。 （「 」の声あり）

いや、させろとかっていうんでなくて、時間は時間だと……。では、町長。

町 長 （浅野 元君）

PTAに学校の先生も入っているということでございます。確かに、組織上はそうなっているんですが、我々、PTAというと、どちらかという父兄の皆さんのご意見というような感覚があるところでございます。

PTAとして、学校も意見が統一されているのであれば、それはそれでいいというか、そのPTAと学校の意見ということでよろしいというふうに思いますけれども、その辺がちょっと違っている部分が現実的にはあるのではないかなというふうに思っております。

2 番 （浅野俊彦君）

定刻が過ぎましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。あ

りがございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

次に、17番堀籠日出子さん。

17番 (堀籠日出子君)

それでは、通告に従いまして2件の質問を行います。

1件目は、病後児保育事業を実施し、共働き世帯の子育てと就労の両立支援を図ってはどうかという質問であります。

本町は、民間運営によるすぎのこ保育園が4月から開園することになり、保育サービスも充実し待機児童も解消されることになりました。また、もみじが丘保育所では、児童の増加により早急に対策が必要なことから保育室の増設が計画中であり、待機児童解消に向けた取り組みが進んでいるところであります。

待機児童が出るということは、共働き世帯の生活に大きく影響が出てきますので、今後さらに人口がふえると予想されている地域の児童増加への対応策が、今後の重要課題となってくるものと思われれます。

そこで、仕事が決まり、保育園に入園できました。これから一生懸命働いてと生活設計を立てたととしても、育児と仕事の両立で何よりも大変なのは子供の病気であります。その役割のほとんどは母親が担っておりますので、一旦子供が病気になると、ある程度元気になるまで何日も職場を休むこととなります。子供の病気とはいえ、職場を何日も休むことは職場側にとっても迷惑なことでありますし、また当事者にとってはもっとつらい大変なことであります。

このようなことから、子供の病気は女性の育児と仕事の両立を難しくしており、働く母親からは、ぜひとも病後児保育が必要との声が高まっております。病気回復期にある児童を一時的に預かる病後児保育を実施し、共働き世帯の子育てと就労の両立支援を図ることについて、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問にお答えをします。

病後児保育は、主に保育園、幼稚園に通うお子さんが、病気の回復期におきまして集団生活が困難である場合に、病院等に付設された専用スペースにおいてお子さんを一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とした事業でございます。

近年、町内にも若い世代の核家族がふえてきており、仕事と育児を両立させる上でも育児保育に関しての環境整備が望まれております。また、働く女性にとっては、病後児保育への大きな期待を持っているものと考えられます。

しかし、病後児保育を行うには、町内あるいは近隣市町村の病院、医療施設等の協力を得ることが前提であります。現状では委託、受け入れが可能な病院の確保は極めて厳しい状況でございます。

仕事と育児の両立を支援するという観点から、今後も方策について研究してまいりたいとこのように考えております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

17番 (堀籠日出子君)

病後児保育は、これは人様の大事なお子さんを預かるわけですから、本当に難しく大変なことは私も承知しております。その中で、大和町次世代育成支援行動計画の中で、町民からのアンケート調査の結果からではありますけれども、その中で少子化の原因は何かという問いがありまして、1位が子供の養育、教育の経費的負担が大きい、2位が仕事をしながら子育てするのが大変、3位が保育サービス環境が不十分だからというふうな順位になっておりまして、やはり子育てと就労の両立の難しさが出ているところであります。

また、保育サービスの利用希望アンケートでも病児病後児保育は上位にありまして、病後児保育へのニーズが高いことがわかるわけでありませぬ。

それで、4月からすぎのこ保育園が開園し民間保育園が2カ所となったわけではありますが、この病後児保育については、保育側から要望された経緯はあるのでしょうか。お尋ねいたします。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

保育所側からということでしょうか。聞いていませんけれども、保育所側からの要望といたしますか、そういうことであれば……。 (「いや、町のほうから保育園に病後児保育をやってほしいという要望です」の声あり)

病後児保育は、先ほども申しましたとおり、その施設というよりも病院とかそういったところでやるということ、あとそういった専門の方がおいでということでもありますので、保育所に対してこれをやってもらえませんかということをお願いした経緯はございません。

延長保育とか、そういった形の中でのお願いをしたところがあります。

議 長 (大須賀 啓君)
堀籠日出子さん。

17番 (堀籠日出子君)

この病後児保育につきましては、大和町保育所の時点、それから今度、民間に移行する保育所の保育サービスの充実というのの中で、私も病後児保育については保育園側に要望してくださいということは何度か質問した経緯があります。なもんですから、これ、こちらで構えて、病院のこととかなんとかいろいろ前向きに構えてばかりいないで、一度保育所のほうにこういう病後児保育のニーズが高まっているので、どうでしょ

うかねという打診を私はしてもいいと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
積極的にというお話しでございましたが、町のほうからお願いしたのは障害のある方とかの受け入れですね。それについてはお願いをして、今回のすぎのこでもご理解をいただきました。

病後児というものについては、積極的なというお願いをすることがというお話でございましたが、今回初めての障害児ということのお願いもありましたので、現在はお願ひしておりません。そういうことが可能なかどうかということ、第一段階ではちょっとやらなかったところではございますが、その可能かどうか、受け入れの施設の面積とかそういったこともありますので、その辺が可能かどうか、ちょっと今後お願いというかそういったお話もさせていただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

実は、この病後児保育という小さい子供さんを抱えたお母さん方、本当にいろいろ話を聞くんですけども、実際、就職活動をしていざ面接になった場合でも、その小さい子供がいることによって、この小さいお子さんが病気になった場合はどうするんですかと必ず面接で聞かれるそうであります。そうした場合に、近くに両親や面倒を見てくれる方がいらっしゃる家庭は、そういうふうに面接の場合にお話しができるかもしれないんですけども、今この核家族が多い中、そしてまた新住民が多くなっている中で、こういう方々って誰も面倒を見てくれる方がいないんですよ。

そうした場合に、結局子供が病気になったときには休まなきゃない、そういうふうになると、本当に大変な時期は当然休めると思うんですけども、ある程度元気になって、うちにいてもうちの中で走って歩いたり、もう元気なんだけれどもと思っている、そういう子供たちをやっぱり病後児保育として保育園の中で預かってもらうとかやっぱり私はそういうのがないと、今の若いお母さんたちが幾ら働きたいと言っても結局小さい子供を理由に仕事ができないんですよ。なもんですから、ぜひこういう病後児保育については、何らかの対策は講じなきゃないんじゃないかなと思っております。

そして、こういうことって、今は少子化ですから本来なら国の施策で取り組むべき課題だと思うんですけども、やはりこうやって若い世代がふえている中で、そして大和町で生活している子育て世帯が、このような悩みを抱えることなく子育てと就労が両立できるような、そういう環境整備をぜひ私はつくってほしいと思うんですけども、町長どうでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、その就職の面接といいますか、その際に子供さんがいるということじゃなくて、子供が病気になったらどうするんですかという聞き方をするとということですか。はあ……。とんでもない話だと思えますけれども、それって許されるんですかね、そういう面接って。ちょっとその辺、ハローワークとかそういうものが許されるのかどうか、ちょっと個人的に確認をしたいと思いますが。正式にじゃなくて、個人的に。そういう状況があるということ。そうなってくると、非常に重い課題になってくるというふうに思います。

ただ、保育所の場合、病後児の子供さんって元気ということではあっても、病気、例えば風邪とかそういった状況もあるんだというふうに思います。そういった子供さんが保育所とかに一緒にいるということに対

すると、かなり別室とかかなりのそういった施設的なものですね。そういったものもまた必要になってくるのかなというふうにちょっと思ったところでございますが、このことについてはそういった状況ということでございまして、病院で本当は見てもらえれば一番よろしいんだというふうに思うのですが、なかなかそれができないということ。例えば、公立黒川病院とかということも一つの方法、公立としてですね。ただ、今現状としては病院でもほかに子供さんを預けているというような、看護師さんたちがですね。それは病後ではないのですが、という状況で、なかなか厳しいところがあるんだなというふうに思います。

富谷では、例えば仙台ほうの病院の方と契約をしているという話も聞きました。ただ、今度は仙台に送っていくのかという問題、送り迎えの問題とか、金銭的な問題だけではなくてそういうことも出てくるということで、非常に難しい課題だなというふうに改めて思います。

今、こうするああするとなかなか言えないところでございますが、そういったものについて方法をいろいろ研究してまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番 （堀籠日出子君）

それで、先日2月27日ですか、すぎのこ保育園の内覧会がありまして、そこで見てきたんですけれども、やはりすぎのこ保育園は本当に明るくて空間があって、そしてまた何よりもいいのは保育室から小学校が見える、そういうお姉さん方の姿が見えるというのが、一番子供たちにとっては本当に環境のよいところだなと思ってまいりました。

その中で、柏松会の理事長さんもいらっしやいまして、いろいろ説明いただいた中で、ちょっと理事長さんとお話をさせていただいたんですが、大和町の病後児保育のニーズについて高まっているんですけれども、病後児保育についてはどういう考えを持っていますかということをお尋ねしました。そうしたら、柏松会で仙台の保育園をやっているところで

は病後児保育をやっているということで、まあ仙台ですから小児科なんかはたくさんありますから、やっているんですということで、様子を見て来年は看護師さんも採用したいと思っていますし、あと状況を見てそういう病後児保育も考えていかなければならないですねというお話もされていまして、ぜひこの病後児保育に向けては、本当に共働き世帯の切実なる願いでもありますので、ぜひもう一度すぎのこ学園のほうに出向いていただきまして、病後児保育の件について、話をしたから1年、2年というわけにはいかないにしても、やはりそういう申し入れをして、そして前向きに取り組んでいただければ、小さい子供さんたちを預ける親御さんたちも安心して仕事と子育てが両立できるのではないかと思いますので、そのことを保育園のほうにお話しただけのことを期待いたしまして、私の1点目の一般質問を終わりたいと思います。

それでは、2件目の質問に入らせていただきます。

議長（大須賀 啓君）

堀籠日出子さん、暫時休憩します。

休憩時間は、10分間とします。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

堀籠日出子さん。

17番（堀籠日出子君）

それでは、2件目の質問に入らせていただきます。

2件目は、児童数減少への対策についてであります。

この件につきましては以前にも質問しておりますし、また何人かの議員も質問を行っております。ただいまも浅野議員の答弁で町長の考えを

知ることができました。それでは、早速質問に入ります。

近年は、企業立地に伴う従業員の定住等で人口は年々増加しております。ここ3年ほど前までは、約2万5,000人の横ばいでしたが、現在は2万6,600人を超えた人口となり、定住促進の効果が出たものと感じております。特に、人口増加には若い世代が多く、児童数増加による対応が今後の課題になってくるものと思われれます。しかし、人口増加は一極集中で、吉岡南、もみじが丘、杜の丘は人口増加にありますが、吉田、宮床、鶴巢、落合地区の人口は年々減少し、特に児童数の減少が目立っております。地域からは児童数が減り、このままでは小学校も統合されるのではないかと、中学校が統合し小学校も統合されることになれば、地域から子供の声が聞こえなくなり、ますます過疎化が進むのではないかなどなど心配の声が出ておるところであります。

そこで、今のこの現状をどのように捉えておられるのか。また、対策としてどのようなことが考えられるのか、町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、児童数減少への対策についてのご質問でございました。

児童数の推移につきましては、5年前、平成20年度当時ですが、と比較いたしまして吉岡小学校が8名減、宮床小学校が5名減、難波分校が4名減、吉田小学校が4名減、鶴巢小学校が14名減、落合小学校が21名減、小野小学校が129名の増となっております。中学校におきましては大和中学校が39名の減、宮床中学校は32名の増となっております。小学校全体での児童数は73名の増加、中学校全体では7名の減となっております。

次に、平成24年度におきます複式学級でございますが、宮床小学校の2年・3年生で1学級、難波分校は3年・4年生、5年・6年生の複式学級でございます。落合小学校の3・4年生で複式学級となっております。

す。平成25年度におきましては、宮床小学校が複式学級1学級、3・4年の中学年か5・6年の高学年で複式学級です。難波分校につきましては、2年・4年生、5年・6年生の複式2学級構成となります。また、落合小学校におきましては複式学級が4年・5年生で1学級となります。

次に、学校再編につきましてですが、平成19年度におきまして現在の2中学校の再編が行われ、現在2中学校とも順調な学校運営がなされてきておるところでございます。

お尋ねの小学校についてでございますが、先ほど浅野議員のご質問もあったところでございますが、小学校児童数の増減が現在ある中で、町内での人口が集中的に増加しております杜の丘地区を包含します小野小学校の児童数の増加と、他の地区での児童数の減少傾向にある状況を確認しながら、学校教育環境の整備を図ってまいることとしておりますが、現時点におきましては各地区小学校の運営状況を見守りながら、現行の小学校を維持してまいりたいとこのように考えております。

次に、人口減少に対する対策ですが、一つには宮床、吉田、鶴巣、落合地区においては若年世代の転出抑制と新住民の定住化を基本にし、町内への働く場の確保と自宅から通勤できる職住近接の環境づくりが重要と考えておりますことから、町内の工業団地へのさらなる企業誘致に努力しておるところでございます。

また、昨年6月の議員一般質問にございました子育て支援住宅等の検討につきましては、それぞれの地区で活性化する力が生み出されるものと考えられ、児童生徒の増加にもよい効果をもたらしてくれればと考えておきまして、これも浅野議員の質問にも回答していましたが、現在具体に向けて研究を重ねている段階でございます。

若い世代の定住化対策といたしましては、保育所の新設、中学生までの通院及び入院費用を助成するあんしん子育て医療費助成事業など、子育て世代に配慮した施策を実施しながら対応しているところでもあります。

今後とも適正規模の学校運営を基本に据え、児童生徒の教育環境整備に努めてまいりたいとこのように考えております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

17番 (堀籠日出子君)

この児童数の推移なんですけれども、先ほど浅野議員の説明でもありましたけれども、吉岡小学校、小野小学校につきましては平成30年度までのデータがあるんですが、ほとんど120名から150名、小野でもほとんど110名から120名とこう推移しているんですけれども、やはり宮床は30年まで1桁であります。25年度の新入生が5人、26年、来年は9名、その次3名、28年は8名、29年6名、30年には6名となっております、また吉田小学校につきましてもことしは、25年度は12名いるんですが、26年度は7名、27年度10名、28年度は4名、29年度11名、そして30年には6名という推移となっております。また、鶴巣におきましても30年には1桁の9人となっております、落合小学校も28年には5名、そして30年には8名となって、本当に1桁台の新入生の年度が進むような状態です。

そんな中で、学校規模として大規模校だからいいとか小規模校だから悪いとかではなくて、小規模校だからできるメリットというのもたくさんあります。例えば、児童生徒一人一人に目が届くことできめ細かな指導ができる、それが結局学力向上にもつながるものと思ひまして、先ほどの千坂議員の質問で教育長が答弁されました少人数学級指導、それにこのようなことが当てはまるのかなと思っております。また、係の活動または学校行事等々でも一人一人役割が多くて、その活動を通して自覚と責任感が持てることなど。それから、学校は地域の拠点となっておりますので、学校、家庭、そして地域が一体化して地域で総ぐるみの教育活動ができると、そういうすごくすばらしいメリットもあるわけなんです。

しかしながら、これらのことというのはせいぜい1学年1クラス、最低でも1クラスはある中で、最低でもクラスの人数はやっぱり15名、20名ぐらいあればいいことなんですけれども、近年のように1クラス10名または4名、5名では、これはメリットどころかデメリットのほうに多く行

ってしまうんじゃないかなと思っています。その結果、適正規模の学校運営というのがなかなか難しくなるんじゃないかなと思っているんですけども、町長、この辺につきましてはどのように思われますか。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

議員お話しのとおり、学校の規模でどうのこうのということはないんだというふうに思っております。大規模校といいますか、そういうのと小規模校、そういった中でそれぞれの教育のやり方で特徴ある教育ができれば、それは学力についてもそんなに問題はないといいますか、そんなに差が出てこないのではないかというふうに思っております。

ただ、その適正規模というものについて、確かに1名で先生が1人とかってよくありますけれども、そういったものについて、今、大和町にはもちろんございませんが、そういったものがあるのかといった場合に、やっぱり子供の将来的なことも考えた場合、いい部分ももちろんあると思いますけれども、そうでない部分もだんだん大きくなっていくのではないかというふうに思っております。したがって、1クラス複式でない形ぐらいの、最低ですね、ということにつきましては、そのとおりそれぞれの学年が単独でやっていけるというものが、人数は少なくともそういったものが必要といいますか、そうあるべきではないかというふうに考えております。

大小の差はないとは言いながら、余りに極端に少なくなってくると、それについてはやっぱり子供の将来のことについて、それでいいのかといった仲間同士の付き合いとかそういったものについてのもものが不足するというか、心配も出てくるというふうに思っております。

今、大和町の場合は複式のところはあるわけでございますけれども、まだまだ、まあ先のいろいろ数字的な、人数的なものは出てくるんですが、今の段階ではまだそれぞれの学校が学年ごと、複式はあるにせよ一緒にやっていけるところもありますので、現段階のところはまだ、地域

の文化とかそういったこともありますし地域の拠点でもありますので、先ほど申しましたとおり小学校につきましてはまだ、まだといいますか、現状の形でやっていったのほうがいいのではないかというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番 （堀籠日出子君）

本当に、余りにも少人数になってくると、やはりいろいろなデメリットのほうが出てきますので、ぜひ何とかして地域に、子供たちがある程度の学校生活ができる規模になっていただくようお願いするわけでありませぬけれども、この人口減少に対する対策で、町長は若年世代の転出抑制と答弁ありましたけれども、やはり今のこの今日の社会状況の中で地域から若い人たちが出ていくのをとめるというのは、なかなかこれは難しいことじゃないかなと思っております。

そんな中で、やっぱり対策は、一番有効な対策、ちょっと先ほど浅野議員が申しあげました定住促進住宅が一番私も有効じゃないかなと思っておりますけれども、やはりぜひ子育て支援住宅につきましては、先ほど町長の答弁の中で考えはわかりましたのでそれには余り触れませぬけれども、やはり対策として転出抑制、それから町内の働く場の確保、それから職住接近の環境づくり等々、それから企業誘致に努力するというところでありますので、ぜひこれらも含めた中で人口の減少に歯どめがかかるような施策をとっていただけたらと思います。

また、町長、現行の小学校を維持するという答弁がまたありましたけれども、これはやはり余りにも町長はそういうふうに現行の小学校を維持すると言っても、余りにも少人数学級が長く続くことによってやはり地域の皆さんが心配しているような事態になりかねませぬので、ぜひ各学校の児童増加の取り組みは、本当にこれは急を要する課題でありますので、浅野議員の質問も含めた中で具体に向けて早急に取り組んでいただくことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

議長 (大須賀 啓君)

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

続きまして、5番松浦隆夫君。

5番 (松浦隆夫君)

早速であります、1問3要旨についてご質問をいたします。

「まほろばタウン吉岡みなみ」についてでございます。

吉岡第二土地区画整理組合は、平成13年の11月に地権者190名で設立をし、事業は開発面積約68.2ヘクタール、計画戸数790戸、計画人口は2,560人の町を目指しております。平成17年12月から保有地の分譲が始まり、「まほろばタウン吉岡みなみ」として吉岡の新たな中心市街地を形成するとともに、工業団地で働く従業員及びその家族等の住宅地として大和町の発展に大きな役割を果たし、とりわけ平成22年以降の3年間は宅地販売が好調で年間約40区画強を販売し、保留地の住宅販売残数は残りわずかになり、あと一、二年で完売できるとこういうふうに見積もっておるようであります。

ここ一、二年の大和町の人口増加は最も高く、県内では大和町、富谷町、そして利府町、仙台の青葉区と特に人口が高いとこういうふうな増加率でありまして、この時期を見据えた組合の事業推進と、町と一体となった町づくりの成果であるというふうと考えております。

ところが、昨日の全員協議会で報告があったとおり、沿道サービス用地の販売率は44.01%、残り13区画と停滞しており、金額に基づく全体の販売率、先月というか2月の推移では76.47%、きのうよりも若干上がっているんですが、2月末はそうになっております。そういうことによりまして、3月31日までの現事業計画年度内の事業終了は極めて難しくなり、さらに3年の事業延長をすることで、県と調整の結果、きのうのお話では2月22日に承認されたとこのように伺っています。

町では、組合の現事務所を含めて、これは特殊なケースでありやむを得ないと3年間の延長を認めたのは妥当であり、適切な判断であったと思っております。このまほろばタウン吉岡みなみのまちづくりについて

は、組合と町が一体となって取り組む必要があると考えます。今後の取り組みについて、3点をお伺いします。

第1点は、保有地、特に沿道サービス用地はまだ売れていないわけですが、この沿道サービス用地の販売促進の町の協力についてお伺いをいたします。

2つ目ですが、吉岡南第二土地区画整理事業の中の、当初計画にあった保育所用地として位置づけられた広域用地約3,400平米について、最新の町と組合との協議内容及び用地等の活用についてお伺いをいたします。

3つ目ですが、洞堀川南の地区は、行政区が立ち上がっていないと。資料によりますと、175ぐらいの配付というか、行政組織としては1班から4班までに編制されておるようですが、行政区の立ち上げには至っておりません。一部の行政サービスについては、3丁目にお世話になって協力を得ているということですが、この3点について町長の見解をお伺いいたします。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

吉岡南第二土地区画整理事業の設立から事業の効果につきましては、議員のお話しのとおりでございます。大和町の人口も2万6,600人を超えまして、町の発展の一つの基盤となっているものと思っているところでございます。

まず、第1要旨目の保留地、特に沿道サービス用地の販売促進の協力に関するご質問でございますが、組合全体の保留地につきましては約16ヘクタールございまして、そのうち約12.4ヘクタールが契約済みで、処分率は76%となっておりますが、59区画が未契約のようでございます。これは、昨年12月31日現在の統計でございます。

経済が低迷する中、思うように販売が進まない状況もありましたが、最近は大企業の進出に伴い、住宅地を中心に販売が好調のようござい

ます。沿道サービスの販売につきましても、これまで福祉施設や事務所開設等に当たり、組合と協力して販売促進に努めてきたところでありまして、今後も組合と連携を図りながら販売促進に協力してまいりたいとこのように考えておるところでございます。

次に、2 要旨目の公益用地の活用に対してのご質問でございます。

この用地につきましては、平成20年11月大和町議会宛てに公共施設用地の早期取得に関する請願書が提出されましたが、組合においては保留地販売等にさらなる自助努力を期待するものであると回答された経緯がございます。町といたしましても、町内進出企業の社宅建築用地として紹介した経緯もございましたが、契約には至っていない状況であります。今後も引き続き協力支援は行ってまいりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

次に、行政区の立ち上げについてでございますが、吉岡南第二土地区画整理地内には平成18年10月より住宅が建設され、19年の4月から居住が開始されております。平成25年1月末現在、吉岡南第二土地区画整理地内には約175世帯が居住されておりました、そのうち洞堀川より南側地区には約130世帯が居住されております。行政区の設置につきましては、洞堀川を境に北側は吉岡南3丁目区に編入し、南側は吉岡南第二地区として新たな区を立ち上げる予定としております。

平成23年11月に、該当する地区の住民を対象にした町民懇談会を開催いたしましたところ、対象となる約117世帯中、出席されたのは8世帯と少ない状況にございました。地区内に居住する方に若い方が多いことや、お互いのつながりがまだ薄いことなどが影響しているものと考えております。以前、吉岡南1丁目区から3丁目区を設置したときは、最初に従来の区、従来の区というのは上町区、城内東区、城内中区でございますが、この従来の区に編入し、人材が育ったところで吉岡南区を立ち上げ、その後に1丁目区から3丁目区に分区したという経緯がございます。今回も暫定的に吉岡南3丁目に編入し、町内会活動等を通して人材育成を行い、将来的には分区する方法が考えられます。新たに転入される方は、若い方が多くを占めておりました、町内会活動等を通じてお互いのつながりを深めていくことが必要であると考えております。

また、町からの配付物につきましては、昨年10月から吉岡南3丁目区長の協力をいただき、今までの郵送方式から区長を通して配付する形に変更しております。吉岡南第二地区を3班に分割し、それぞれに班長をお願いして区長から班長に配付し、班長から各戸に配付いたしております。

ことしの1月21日に関係者、これは関係者というのは吉岡南3丁目の区長さんと4名の班長さんでございしますが、による打合会を開催しまして町内会の必要性についてご説明し、皆様からご意見もいただきました。町内会の設置につきましては、皆様も必要と感じているところであります、引き続きご協力をお願いしたところでございます。

今後は、吉岡南3丁目区長と連携し、地区内の班長の数をふやすことにより住民のつながりを深めていくとともに、町内会活動を通しての人材育成をサポートしながら、新たな区を設置していきたいとこのように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
松浦隆夫君。

5番 (松浦隆夫君)

まず、沿道サービスの用地の販売促進協力についてですが、答弁書によりますと、沿道サービスの販売については今後も組合と連携を図りながら、販売促進に協力してまいりたいと考えてはおるというご答弁がありました。

大和町をこの地図で見ると、中央部というか細くて左右に大きくそれぞれの地域があって、そのくびれたようなところに大和町の中心部というか中央部というふうになっておるわけですが、その中で国道4号線が南北に上がって、上のほうで北に曲がっておると。そうして、南のほうには吉田落合線ですかね、この道路。そして、あとは高田大童線というんですかね。その囲まれた地域が大和町の中央商店街だと、こういうふうな位置づけというか、そういうふうなことを見ましたけれども、この中心街というんですかね、ここの中には商業、行政、医療、福祉、そし

て金融、教育、文化、そして流通等さまざまな都市機能を集積して、本町の中心地区として本当にコンパクトな市街地を形成しており、人口の増加とあわせて全国にも誇れるようなまちづくりをしているんじゃないかというふうに考えております。

その大和町の都市計画プラン、これは平成22年の9月に出されたものを見ますと、中央都市づくりの方針とこういうものがありまして、この中には「人口増加や産業集積の拡大に対応し、新たに見込まれる商業業務地需要は、積極的かつ計画的に中央部地域に誘導し、都市機能の充実を図る」というふうなうたっているんですが、どうもこの町にお任せというような感じにも見えない……。住宅促進ですね。この「積極的かつ計画的に中央部地域に誘導」をするということは、具体的にどんなことをしていたのか、お伺いをいたします。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）
誘致の活動内容ということだと思いますけれども、このことにつきましては役場では産業振興課内に担当課がございます。この南区画に限らずなんでございますけれども、企業の訪問とかそういった中で誘致活動をやっている中でございます。その中で、例えばいろいろトヨペットさんとかああいう方が入ってこられたり、または、これは福祉関係ですが、まほろばの里さんが来られたいということで、町としてはそういった常の営業活動といいますか、そういった中でやっているところでございます。

南に限らず吉岡東もそうでしたし、また通用の工業団地、流通団地につきましても同様の企業訪問なりそういった中での活動をやっているということでございます。

議長 （大須賀 啓君）
松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

この役場から町のでき上がり状況を見ると、随分売れているなという感じがするんですが、こんなに空き地が半分以上あるとまだ思っております。町のさらなる協力、連携強化を図りながら、この3年といいながら、2年ぐらいで何とか示しをつけなくちゃいけないとこういうふうな考えを持っているようでございますので、何とぞ協力をよろしくお願いいたします。

2点目に入ります。

公益用地として保育所用地、これがあつたわけなんです、平成20年の11月に議会のほうから公共施設用地の早期取得に関する請願書というものに基づく答弁書という中に、保有地は自助努力で期待しますよというふうな内容で回答しておるようですが、保育所用地について町は組合にどのような回答をしておるのか、お伺いをいたします。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

保育所用地という言い方が正しいかどうか、そういう予定地という位置づけをされている場所につきまして町のほうにも問い合わせがあつたところではありますが、町としまして、これは議会としてこういう答弁が、請願に対する考え方ですね、町のほうにもこの土地について、あと公共の集会施設の用地でしたか、というものについても問い合わせがあつたところでございます。まあ、買ってくれということでございました。それにつきましては、集会用地につきまして、町として今その予定はない、まほろばホールが、そういったものがあるという形。それから、あとこの保育所用地といいますか、それにつきまして町として現在利用のそういった考え方は持っておらないので、販売をよろしく願いするということの回答をしております。

そのことについては、先ほども申し上げましたが、ある企業さんから

そういった用地の取得の意向がありましたので、いろいろ組合さんとも折衝したところでございますが、なかなかそこが成約までは行かなかったという経緯がございますが、同じようにそういった形で販売促進の協力をしていくという状況になっております。

議 長 （大須賀 啓君）
松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

大和町には、県外からというか転入者が多くて、年齢別に見ると30歳から39歳ぐらい、働き盛りの世代が多く増加していると。次の世代というかが育ってきているわけです。そして、2年前になります23年4月には、旧農協跡地に菜の花保育所、そしてことしの4月からは旧役場跡地に大和町のすぎのこ保育園が開園に向けて準備中であると。これは、120名に近い定員に対して133名の入園希望者があってこういうふう聞いております。さらには、南のほうのもみじが丘保育所が75名の定員に対して120名に引き上げるということで、プレハブをつくって準備中であるというふうになっております。

あと、2月21日の新聞によれば、大和町は、これは町のほうの答えにあったと思うんですが、2017年度には保育所の定員をさらに2倍程度にしなければ間に合わないと、こういうふうな新聞報道がありました。これは、もみじが丘保育園のことを言っているのか、この大和町全体のことを言っているのかちょっとわかりませんが、将来この待機児童が出ないのか、出るのか。待機児童があるとすれば、ぜひともこの用地を、要らないですよこういうふうなことじゃなくて、やっぱり確保しておくとか何か考えなくちゃいかんじゃないかなとこのように思いますが、見解をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、大和町全体としての子供の数といいますか、人口がこれだけふえている分、子供さんの数もふえておるところでございます。お話しのとおり、すぎのこ保育園から4月から民設としてスタートする予定で、吉岡地区では2カ所という形になります。それで、2倍というのは、多分というかでありますけれども、もみじが丘のことではないかというふうに考えております。もみじが丘も今ふえておりました、それで急遽といいますか、即対応できる分としましてプレハブということで今進めておるところでございますが、プレハブでございますので、あくまでですね。将来的にそのままでいいのかとか今後のことについては、まだ人口が伸びる様相もあるということで、考えなければいけない課題というふうに思っているところでございます。

そういった意味で、もみじが丘地区については、今の状況では足りなくなるということがある程度目に見えているという状況でございます、大和町全体として、吉岡地区と言った場合にそこまで今もう一つという部分の可能性があるのか、その辺についてはまだまだ検討が必要なところだというふうに思っております。現状では、もみじが丘地区のほうについては今後不足することが、かなりの確立で認められるという認識をしております。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

この保育所用地については、町は保育所経営の建設する計画はありませんと。それで、公益用地として町が取得する計画もありませんと、こういうことで回答しておるということでよろしいんですか。

じゃあ、続けて。

そうであるならば、3,400のこの広い用地を新たに例えば住宅地、保留地として買い取りをして売るというのは、聞くところによると1,500万円から2,000万円近いぐらいのお金を要するというふうなことを聞いており

ます。組合としては大変な負担になるわけですが、ほかにあの地域を利用できる方法はないのかなというふうに思います。

例えば、町で言いましたこの町の進出企業用の社宅にするとか、あと先ほど浅野議員が言われた公営住宅法によらない住宅地にするとか、もしくは大和町ではない図書館とか歴史資料館とかそういうもの。民間を利用したそういうことで何とかならないのかなというふうなことがあります。もう一つの例とすれば、地場産業の公設市場とかあとは防災センターとか、何かあれをいじらないで利用できる方法はないのか、それを検討するあれはないのかなという、この辺についてご答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

用地につきましては、ある程度の広さが、一定の広さがあるということ、利用するにはそのまま利用できるのが一番いいであろうということだというふうに思っております。それで、先ほどのお答えの中にも入ったところでございますけれども、まずその企業で利用する部分がないのかということ等も今現在も続けておりますが、模索もしております。1件お話もございまして、非常に有望ない話だというふうに思ったのですが、一応組合の都合等でそれは今ちょっと断念した経緯がございます。

ほかの公共用地ということもございますけれども、まほろばホールのあるすぐそばということもございまして、集会施設等につきましては、そういうところではないのだろうということもございまして、今何が必要かといったところについては、具体の計画は今のところ全く町としては持ち合わせていないということもございます。したがって、町としてのご協力のまず第一は、あの用地を使っただけの企業なり民間の方なり、そういったことを探すといえますか、お客さんを探すお手伝いを第一の目的でやっているところでございます。

議長 (大須賀 啓君)
松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

町長のご答弁にあったように、あの広い地域をそのまま使えるようなことで何とか協力いただければなというふうな思いであります。なお一層のご努力のお願いをいたします。

次は、3点目の要旨に移らせていただきます。

行政区の立ち上げについてであります。現在、配付文書等というこの戸数が170戸と、数的にはほかの行政区に負けないぐらいの戸数を持っておるわけですが、何しろこの地域には若い世代が多く、お互いのつながりはまだまだ薄いというふうなことであります。おとし、23年の11月に町で町民懇談会ということでやったところ、117世帯のうちの8世帯しかその懇談会には出てこなかったと。そういうふうな原因があるのかなと思っています。

行政区というのは、私も城内東区でいろいろお手伝いをさせていただきましたが、区長さんなり各役員さんというのは相当のやっぱり経験とあと行政的なこの連絡と人とのつながりと、大変な仕事であるなというふうに思っております。それで、この若い世代のところいきなり行政区を立ち上げなさいと、これはちょっとやっぱり答弁書にあるように無理だなと。ここにありますように、南の1丁目、2丁目、3丁目を立ち上げたときには、城内東もそうだったんですが、そういう人たちが役員の中に入ってあって、そして各地区に行って区長さんなりいろんな役員さんをやって、そして立ち上がった。今度の洞堀川の南側については、まるきり違う若い人たちだけの集落でありますから、これは本当に難しいんだろうなというふうに思います。

今回も3丁目の区長さんにいろんなことをお願いして、人材育成というかをやって将来の分区に向けて準備をしているんですよということですが、区長さんにはどういうことをお願いしているのかお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在の南3丁目の区長さんにどういうお願いをしているかということですが、通常の区長さんがその地区で班長さんにお願いするといえますか、通常のことをお願いしているということになります。

以前、これほど人がふえる前でございますが、以前は南3丁目に初めから入っておりました。区長さんにお願いをした経緯がございます。そして、区長さんに配付をお願いしたところですが、だんだんふえてきたということで郵送とかになったところですが、その段階で実はアンケート調査を新しい住民の方にしました。一旦、南に入ったものですから、南3丁目ですね。それで、アンケート調査をしてこの区のあり方、分区といえますかそういった調査をしたことがございます。これは、住民懇談会の前だったと思いますが、そのときにも実は回答も余り来ない状況でございました。それで、その後、郵送ということで広報とかを郵送しておった経緯がございます。

当時、本当に若い方が多かったということで、そういうことに興味がないといえますか、我々は我々というような考え方というふうにあるのかなというような思いもしたのでございますが、そういうふうな経緯がありまして、そして懇談会をやってもなかなか人に集まってもらえないということで、再度区長さんにお願いをして、そして今の形態を進めておるところでございます。

幸い、新しい地区の方々にもそういった必要だと言って、仮の班長のようになりませんが、受けていただいて、ご協力をいただいておりますのでございまして、少しずつそういった輪といえますか、つながりはできてきているというふうに考えておるところでございます。そういうことでございますので、区長さんにお願いしている分については非常に範囲は大きいのでございますけれども、通常の3丁目でやっているようなお願いを新しいエリアにもお願いしているという状況にあります。

議 長 (大須賀 啓君)
松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

行政区の立ち上げ、ほかの1丁目、2丁目、3丁目とは違って、じっくり養成をして取り組まなくちゃいかなのかなという感じは受けました。

この行政区でやっているのは、大きな行事では私は5つ。いきいきサロンという行事があります。あとは、町民運動会の参加、あとは敬老会の行事、あとは自主防災というかそういう組織の活動、そして老人クラブ、あとは子供会の活動等ですね。これに住んでいる人たちが、うちだけそういうサービスを受けていないんだというふうな思われ方をしたのではちょっとまずいというか、そういう声もちょこっと聞くところもありますので、3丁目の区長さん、3丁目の皆さんは大変なんですけど、この辺で行政として滞りなくいろんな行事に参加できるような体制をつくらせていただきたい、こういうふうに思います。よろしく願いいたします。

もう一度、町長お願いします。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今、区長さんにはそのようをお願いしておるところでございますけれども、まだまだ4班3人でしたか、まだ班が、そういうお手伝いをいただいている方ですね。ということで、そういった方をふやすということも必要だろうというふうに思っております。なかなか声がかけれないという状況、人によってはそういうふうに、私のところには来ないということが、まだそういうところは抜けているところがあるのかもしれない。全体をまだまだ網羅できていないところがありまして、そういうことがあった場合にはご連絡いただければ、こちらからそういった

案内通知を出すとかそういったこともやってまいりたいと思いますので、そういったことがあれば総務課のほうにもご一報いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長 (大須賀 啓君)
松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)
ありがたい答弁をいただきました。
何しろ新しい人たちはいろんなことで不安というか、相談事もどこにしたいのかわからないような状況でありますので、ひとつよろしくお願ひいたします。
以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)
暫時休憩します。
休憩時間は10分間とします。

午後3時02分 休憩
午後3時11分 再開

議長 (大須賀 啓君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
4番渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)
それでは、通告に従いまして質問をいたします。
あと5日で東日本大震災から2年になります。いろいろな教訓が叫ばれる中ではございますけれども、災害弱者情報を開示し、共有を図れということについて町長の考えを伺います。

阪神・淡路大震災や今般の東日本大震災で、高齢者、障害児、乳幼児などのいわゆる災害弱者の犠牲者が多く出ました。これは、個人情報保護法の情報保護偏重により、どこに弱者がいるのかを町内会などの近隣住民が知らないことによるものであったということが言われてもおります。このようなことから、最近一部の自治体においては独自の条例を制定して、平常時から個人情報の開示、活用を既に始めているところもございます。

本町において、特に人口増加の著しい吉岡南やもみじが丘、杜の丘地域では、区長さんや民生児童委員さんでも個人情報保護の壁に阻まれて、災害弱者と申しますか災害時要援護者の掌握ができていないというふうに思われます。このような場合、災害発生時には迅速な救出活動は期待できないと思われます。

国も災害対策基本法の改正の方向であるというふうに、新聞報道等で聞いております。本町においても情報保護偏重の転換を図り、独自の条例を制定して災害弱者情報を民間団体、これは町内会、介護事業者、障害者団体などでございますが、これらに開示、共有して、発災時の初動対処向上策を図ってはどうかと思っておりますが、町長の考えを伺います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

大和町におきましては、災害時に迅速な救助を必要とする災害時要援護者をまとめました防災マップを作成しております。これは、大和町民生委員児童委員協議会が2年に一度作成、更新しているものでございまして、現在のものは平成23年度、平成24年の3月31日現在に作成したものでございます。そのため、平成25年度はデータの更新の年になっており、今年の夏から秋ごろにかけて調査を行い、年度末までに新たなマップを作成するとのことになっております。

この大和町防災マップの対象になる要援護者につきましては、まず第

1にひとり暮らしの高齢者、第2に2人暮らしの高齢者世帯、第3に要介護者、第4に日中ひとり高齢者、第5にひとり親世帯、第6に障害児者、第7にその他支援が必要と思われる方々となっております。このマップは、対象となった方々の一覧表を初め、対象者の位置といますかを記載した住宅図や民生委員児童委員の名簿もつづられております。

マップの作成方法でございますが、関係部署や民生委員児童委員が把握している情報を持ち寄りまして、その対象者に同意を求め、同意を得られた人だけ載せる関係機関共有方式と同意方式を併用した方式を採用してございます。平成23年度の対象者につきましては910人で、このうち850人から同意を得ましてマップに載せておりますので、同意率は93.4%となっております。残り60人からは同意を得られませんでした。この方々の情報も把握しておりますので、実際の災害時にはこの方々についても救助対象者として取り扱うことになっているところでございます。

このマップは、役場と社会福祉協議会が保管しておりますが、このほかにも地区ごとのマップがございまして、各地区の民生委員児童委員についても担当地区の対象者について把握できているものと考えております。

個人情報保護法につきましては、個人情報をも有効に利用しながら必要な保護を図ることを目的としておりまして、個人情報の有用性を理解し、国民一人一人の利益となる活用方策について積極的に取り組んでいくことが重要視されております。内閣府が平成18年3月に作成しました災害時要援護者の避難支援ガイドラインにおきましても、本人以外の者に情報を提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用や提供ができる場合があるので、積極的に取り組むこととされております。これは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第4号の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。」という条項から来ていると考えられます。

独自の条例を制定して、平常時から個人情報を開示している事例については把握しておりませんので、今後調査研究して対処してまいりたい

とこのように思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

今、答弁をいただきましたが、防災マップを作成しているとのことでございますけれども、この防災マップというのは内閣府のほうで18年3月に作成したガイドライン、これにのっとったもの、あるいは平成20年4月に政府の中央防災会議で自然災害における「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プランにおいて、平成21年度までを目途に市町村において災害時要援護者の避難支援の取り組み方針が策定されておりますけれども、これにのっとったマップであるのか、答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このプランにつきましては、大和町の民生児童委員の皆様方が震災後にこういったものが必要であるということで、独自につくろうという動きをしたところでございます。それで、民生児童委員の方々お一人お一人が担当しているところをお回りになって、そしてその同意書等をいただきながらマップをつくったと。これは、大和町の民生委員の皆様方の独自の製作マップでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

ちょっと驚いたんですけれども、現在このマップと申しますか災害時要援護者名簿あるいは個別計画、この名簿については市町村、これは3

年前ですね、1,196団体66.4%の市町村において作成をされているというところですが、本町においては今、作成されていないということでちょっと驚いたんですけれども、今後この整備をされるお考えがあるかどうか伺います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
ちょっと私の言い方が悪かったかもしれませんが、大和町防災マップというのは民生委員の方々がつくったということで、それをつくる必要があるといったものについては町で準備といいますか、町でつくって持っております。

議 長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）
安心をしました。私の聞き方が悪くて、申しわけございませんでした。
それで、先ほどのご答弁の中で、マップについては役場とそれから社会福祉協議会が保管をしており、そのほかにも地区ごとのマップがあるので、各地区の民生委員児童委員については担当地域の対象者について把握できているということでございましたけれども、この地区ごとのマップというのは、これは民生委員児童委員さんだけがお持ちなのかどうか、お答えをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
民生委員さんが持っているということです。

お話ししたとおり、これは民生委員さんたちが町のそういったリストとかそういったものの中から、中からといいますか、そういったものをもとに直接本人に確認をしながら承諾書をもって、「こういうマップをつくります、これに載せてもいいですか」という了解をいただいて、民生委員さんがつくった独自のものがございます。これは、大和町、すばらしいと思いますけれども、そしてその全体のことを町と社会福祉協議会で持っているということ、それからその地域のマップにつきましてはそのエリアの民生委員さんたちがお持ちになっているということでございます。

これは、非常時に開示できるかどうかという問題もあるかと思いますが、これは先ほど申しましたとおりお一人お一人に、そういった場合に個人情報提供されてもよろしいですかというものに、承諾をもらった方を載せているという状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

事の本質といいますのは、発災した場合に助かるか助からないか、ここに考えが行くべきだろうと思われれます。先般、行政区設置の条例が通過をしましたけれども、その中に区長さんは地域の代表であるというふうに真っ先に載っておりました。ただ、その区長さん方は、特に従来地域でその地域の結びつきの強い地域はそれでも可能かと思うんですけれども、吉岡南ですとかもみじが丘、杜の丘の団地では、残念ながら町内、人間関係が希薄でございまして中がわからない。そういった中で、区長さん方は何もわからない状況にあると思います。事実、2年前の東日本大震災においても区長さん方、どこに誰が住んでいるかわからなくて、安否確認に手間取るということもございました。そういったことを考えますと、区長さん方に日ごろからその名簿の開示をして、そして万が一発災した場合に迅速に行動できるように整備をしておく、こういったことが必要かと思うんですが、この辺について町長のお考えを問います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このマップにつきましては同意をもらっているということでございますが、この同意の内容が「私は災害発生時などに地域の支援を受けたいので、私が届け出た個人情報や地域の民生委員、町の関係部署、自主防災組織等に提供されることを承諾します。」という内容の承諾書になっております。

今、区長さんという言葉がここには入っておりませんが、今、各地区で自主防災活動がございます。そういった中で、今まで、これはちょっと我々も落ち度があったといいますか、民生委員の方が自主防災の中に入っていなかったり、住民としては入っていたけれども民生委員として入っていなかったりというケースがございました。それで、その後、民生委員の方々にもこの自主防災組織の中に民生委員として入っていただいて、そのことによって地区全体の活動といいますか、そういった自主防災の活動の中で一緒に活動をする。当然、この資料といいますかそのマップにつきましても、民生委員の立場で使えば一緒にできるというふうにご検討いただいております。

あと、この「等」となっておりますので、その辺についてはいろいろな解釈につきまして、今すぐどこまでを「等」とやるか明確には言えませんが、少なくとも自主防災組織の中にはオーケーですという了解が入っていますし、自主防災組織の中に民生委員の方に入っていただくという協働の活動の中で、十分利用と言ったら変ですが、利活用ができるのではないかというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

厚生労働省が進めております地域支え合い体制づくり事業、これが少しずつ、今、全国的には進んできている状況ではないかと思うんですけれども、これが「共に働く」と書くんでしょうか、協働というのがございますけれども、この協働の中にはNPOですとかそういった活動もあり、あるいは自治組織での見回り活動、こういったもの、いろんな支え合い活動を厚生労働省のほうで計画をし、地域が採用した場合は予算化していきますよというようなことがうたわれておりますけれども、こういったものにも有効性を発揮するのではないかというふうに思われます。

やはり、団地においては支え合い活動、これはこれから先どんどん高齢化していきますので欠かせないものかと思うんですけれども、既にそういったこともらみつ東京の中野区、それから福岡市、こういったところ……。福岡市においては、住民の方々の、災害弱者の方々の同意を得ることなく、既に平時から例えば区長さんですとか、もちろん教育を行った上でですけれども、既にもう開示をしているということでございますし、中野区については同意を得た上で開示をこれから33の町内会に対して開示をするというような報道もなされております。そういったことで、これについてはこれから研究をされていくということでございますけれども、その辺の研究の度合いといいますか、そういった町長のお考えを聞きたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
研究の度合いということでございますが、私はこの民生委員のつくったマップというのはかなり内容の濃い、しかも同意ももらった内容であって、そしてそういった同意と関係機関の共有様式と同意方式と両方をとったものであって、この名簿というかマップというのは非常にレベルの高いものだというふうに思っております。そして、そのほかにもそういった組織にも開示していいですよということがありますし、2年ごとの更新ということです。同意をもらえなかった方につきましても、そこ

に行って民生委員の方々が直接お話をしてくられるわけですから、民生委員の方々の、表には出なくても情報としては持つておられるということですので、そういった意味で更新もされるということで、非常にすばらしいこのマップなり考え方だというふうに思っております。

その条例につきまして、いろいろあるというふうに思っております。中野とかそういうのではなかったんですが、ちょっと別なところ見たのが秋田か何かのやつで見ましたけれども、情報を集める対象者をぐっと絞ったものがあったり、いろいろあるようでございますので、条例とすればいいのかどうかという問題もありますけれども、そういった内容については研究というかやってみようと思っておりますけれども、私はこの大和町の民生委員のつくったマップのレベルはかなりレベルが高く、有効性があるものというふうに思って、他に自慢できるものではないかというふうに思っておりますし、これを有効活用すればほかに負けないものにもう既になっているのではないかというような考えも持っております。

ただ、そういうことでほかにもあるということでございますので、もっといいことがあるかもしれませんので、そういった比較検討とかそういったための研究をしてまいりたいというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)
渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

この民生委員児童委員協議会が作成した防災マップ、当然私の目には触れないわけございまして、中身がどのようなものかちょっとわからないわけですが、これがさきの東日本大震災では区長さんの目には触れていないというふうに思われますし、これから先、いつ何時またあの震災が発生するかわからないわけですが、やはり行政区の長はやっぱり区長さんになろうかと思っております。区長さんが自主防災組織の長も兼ねておられるというふうにも思われますので、民生児童委員さんと区長さんのこの連携、これらを図るようこれからよろしく願いをしたいと思っております。それで、1件目の質問を終了させていただきます。

続いて、2件目の質問に移らせていただきます。

学校教育施設の維持管理状況について。

教育施設は、維持計画に基づき保守されているのか。また、整備に関し保護者（PTA）との意思疎通は行われているのでしょうか。教育長にお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）

それでは、渡辺議員の学校教育施設の維持管理状況についてのご質問にお答えをいたします。

まず、教育施設は維持計画に基づいて保守されているのかとのご質問でありますけれども、学校等教育施設につきましては児童生徒の安全を考慮し、関係法令等に基づいて飲料水関連施設、消防、電気、暖房など主な設備を中心にしながら、毎年検査ができる専門業者に対し保守点検業務を委託し、安心して学習ができる教育環境設備の点検維持を図っておるところでございます。

次に、保護者（PTA）との意思疎通は行われているのかとのご質問でございますが、このことにつきましても、毎年ですが町内各小中学校PTAから、町PTA連合会を通して教育施設等についての各種施設設備の整備要望等を受けております。町といたしまして、可能な限り町PTA連合会からの整備要望等にお答えをいたしている現状にあります。さらに、各小中学校から直接教育施設に関します修繕等の依頼もございしますので、同様の対応をいたしておるところでございます。

町教育委員会といたしましては、常に保護者（PTA）との意思疎通は各学校を通して必要な都度実施をし、各種各様のご要望に対し真摯に検討いたしながら適宜適切に整備対応を図ってきておるところでございます。学校における良好な教育環境の整備につきましては、今後とも学校、保護者の皆様からの意見をいただきながら整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

今、ご答弁いただいた中で、検査ができる専門業者に委託をして点検維持を図っておられるということでございますけれども、これは毎年委託という結果を受けての中期あるいは長期的な保守計画というか、こういったものがあるのか。2年先、5年先、こういったレンジでの整備計画があるのかどうかお尋ねをします。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教育長 (上野忠弘君)

ただいまの質問でございますけれども、中長期というふうな形ではなくて、毎年、例えば消防施設であれば消防法がございます。それから、プール、飲料水であれば学校保健安全法、小荷物の昇降機であれば建築基準法、水槽等は水道法、電気工作物については電気事業法と、法律に基づきながら毎年維持点検を行っている状況でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

今のご答弁で、ちょっと私は納得がいかないものでございます。といいますのは、普通の家庭でも例えばシロアリ検査は何年後にするとか、そういった長期的な計画はあろうかと思えます。車検にしたって3年ごとの車検がございますし、オイル交換はいつやるかとか、車でさえやっぱりあろうかと思えます。大切な学校施設が、その単年度ごとになされるといのはちょっとおかしいのではないかと思うんですが、いかがで

ございましょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）
お答えします。

言葉が足らなかったと思うんですが、学校の施設につきましては学校の管理者、町でございますけれども、通常は校長に実際に総合的な管理をお願いしております。それで、今おっしゃったような日常的な点検管理については学校の校長のほうで維持管理を行いまして、その都度その施設に異常がある場合には町のほうに報告を願って対応するという状況になっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）
議長、教育長に質問でございますけれども、今の質問について執行部に質問をしてよろしいでしょうか、伺います。
長期的な学校の保守管理についての質問でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
学校関係につきましては、できるだけというか課長か教育長でお願いしたい。課長でいいかな。では、教育総務課長、菅原課長。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、教育長の答弁からは法定点検というふうなもので、これは法定で決められて、毎年検査をして実施するというところでございます。

なお、あわせて通常の長期スパンによる維持補修というふうな部分に

つきましては、年次を定めて必要な部分を学校等から聴取しまして、その後、計画で3年スパンとか5年スパンとかというふうな部分は計画してございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

安心をいたしました。

それで、3年なり5年なりのスパンをもってということでございますけれども、その中で現に私が目で確認をさせていただいたところは一歩しかないわけですけれども、それは今回の宮床中学校の体育館の建築場所、もう既に工事が始まっているところですが、それからあと小野小学校の、非常に校舎の中で一部高温になるというところ。

それから、宮床小学校の体育館。これは、体育館については体育館の床、これが盛り上がっているというか、5ミリから1センチくらい盛り上がっているわけですが、よく子供たち、今までけがをしていないなど。視察をさせていただいた日は、生徒が体育館で体育活動か放課後活動かを行っている状況でしたけれども、はだして駆け回っていました。よく引っかけって爪が剥がれないなどというか、そういう心配を持ちました。

あとは、宮床小学校の体育館倉庫。これが濡れていて、跳び箱がちょうど浮かしてあると、床のコンクリートは濡れていると。お伺いしたところ、冬季はいつもこうだと。夏季は雨が入ってこないんだけど、冬季は雨が入ってきてこうなってしまうと。あるいは、体育館の横についていますトイレ、これはもう凍結をしてしまって、保温装置というんですか、そういったものがなくて使えない状態になって閉鎖をしている、そういったようなことがあったんですけれども、そういったことは当然あろうかと思えます。

ただ、私が理解できないのは、これらをPTAの方々ですとかそういった方とヒアリングをしたわけですが、教育委員会のほうで適切

に話を聞いてもらえていないというふうなお答えが出てきたので、そういった答えがなぜ出てきたのか、ここをちょっと問いたと思います。

議長 （大須賀 啓君）
教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）

1月以降、就任して以来なんですけれども、ここ2年間の各学校の施設の維持管理状況についての点検、あるいは破損箇所の状況を確認したわけなんですけれども、まずは震災についてのことにつきましては、報告を受けたものについてはおおむね対応が済んでおると。それから、PTAのほうからはことしですか、大分项目的に上がってきて、それを年次計画を立てて実際に対応していくというふうなこと。それから、今年度の4月当初に学校の危険箇所の点検を行ったということで、それについても学校から上がってきておりますので、それについて対応しているという状況で報告を受けております。

ただ、今議員さんのほうからお話のあった件ですけれども、再度改めて調査をしまして、必要な対応をしたいと考えております。ありがとうございます。

議長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

今、教育長のほうからご答弁をいただきましたので、これについては早急に、特に感じますのは宮床小学校の体育館の床の盛り上がりというんですかね。板と板がこんなになっている状況ですね。これは、児童のけが防止のために早急に取り組まなければならない問題であるというふうに、私、認識をしますし、そういったことでぜひとも見ていただきたいと思います。

それから、教育長が就任されて間もなく、3月ですので、3カ月でし

ようか。PTAの方々から話を十分に聞いていただけないという意見も私なりに頂戴をしましたので、こういった点、もしそういったことがあるのであれば、ぜひ改善のお願いをしたいというふうに思います。この点について、教育長、お願いをいたします。

議長 （大須賀 啓君）
教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）
ただいまのご質問ですけれども、そういう状況があった場合には、やはり学校というのは安心・安全が基本でございます。ということ踏まえれば、PTAの要望を学校を通じて適切に受けるように、これから学校に対する指導あるいは教育委員会としても対応したいと思っております。

議長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）
今、教育長から前向きなご答弁をいただきまして安心をいたしました。私的にも、もう既に宮床中学校の体育館は工事が始まっているわけですが、体育館について、教室から七ッ森が眺められる宮床中学校というのが、今回の体育館が建って教室からは七ッ森が見えなくなると。以前の校舎を建てるときに大事にしたものが、今回はなかったわけですね。これらも、どのようなヒアリングにおいてあそこの位置に体育館が建ったのかということで、今既に建築中ですが、かなり残念に思う人はたくさんいるんだということを最後に申し述べさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

議長 （大須賀 啓君）
以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。
1 番今野善行君。

1 番 (今野善行君)

大分お疲れのお時間帯になってきたかと思いますが、私のほうから質問をさせていただきたいと思います。

私のほうからは、今までもそうなんでありませけれども、目先だけの話じゃなくて、ベースになるのは地域の活性化をどうするかということ。そういう意味で、少し長期的な、ちょっと先の話みたいな部分もあるかと思うんでありますが、きょう午前中からのいろんな質問の中にもありましたように、地域の活性化がなければ小学校がなくなるとかそういうお話もあったわけでありませけれども、やっぱりベースはそこかなというふうなことをベースに今までも質問をさせていただいてきております。今回は、この森林資源を活用した林業再生の推進の取り組みについてお伺いしたいというふうに思っております。

ご案内のように、東日本大震災以降、この地震と原子力発電所の設置とこの再稼働の問題、これがエネルギー、とりわけ電力供給と経済活動への影響問題にまで発展して、議論されているさなかであります。また、その代替としての火力発電への転換が、二酸化炭素の発生とかあるいは地球温暖化問題など、そういった環境問題と悪循環を繰り返すような状況になっているのかなというふうには思っております。さらには、最近のこの金融緩和政策によります円安、これが輸入燃料価格の上昇を招いて電力料金の値上げなど、身近なものとしては我々の生活にある意味脅かすような問題がクローズアップされている現状にあるのではないかなというふうに思います。

そういう中で、この林業問題でありますけれども、この日本の林業の現状は、先ほど町長、第4次総合計画の柱のところにもあるんでありますが、戦後植林した人工林、これが利用可能な時期にもう達してきているということではありますが、一方で原木価格の長期低迷による採算性の悪化が極度の林業不振を招いているということで、森林所有者の山離れ、これを招いて、木材の伐採とか販売、あるいは森林の保全管理への投資がなされていないというのが現状でないかなというふうに思います。それはどういうことかということ、山林が荒れているよということだと思

んであります。

この間に、結局木材の輸入自由化が昭和30年代、そのころに輸入自由化があつて、結局今の輸入材による国産の木材価格の低迷を招いているという結果もあるわけでありましてけれども、林業経営からすると非常に大変な状況だということで、かつては所有者にとっては大きな資産価値があつたわけでありまして、今はそういう資産価値も下がってきてしまっているというのが状況で、先ほど申し上げたようにわざわざお金をかけて保全管理をしなくてもいいというそういう状況であり、なおかつ農業と同じように後継者もなかなか生まれてこないというのが現状かというふうに思っております。

先ほど申し上げたように、そういう中で原油価格、化石燃料の価格が上昇しております。最近、二、三日前の新聞にも出ていましたけれども、木質バイオマスエネルギーとか、それから国産木材の利用による林業再生の道が開けてきたというような報道が出るようになりました。これもある意味、原発事故の影響かなというふうに思うんでありますが、そういう意味ではこの林業のポジションといいますか、それがあつた意味、見直すいい機会なのかなというふうに思っております。

そういうことで、こういった国産材の利用による林業再生の道を開いて、冒頭申し上げたそのことによって地域の活性化を図り、なおかつそこに人が寄る、そういう環境をつくっていければいいのかなというふうに思っております。そういうことでありますので、今は単にこの林業経営というだけの問題じゃなくて、環境問題などそういった森林の持つ、俗に言う二酸化炭素の吸収とかあるいは国土保全とかといった、多面的機能の発揮の国民的な要請といいますか、そういうのもあるわけでありまして。

今は、雨が降ったときに災害が非常に大きくなっているというようなこともあつて、これは森林伐採だけじゃなくて、結局そういう森林の保全管理が十分でないというような背景もあるようであります。そういう課題をいっぱい抱えているわけでありまして、本町の場合、町内総面積の72%が森林だということでありまして。そういう今まで申し上げた情勢に、うまく流れに乗って、その森林資源を活用した林業の再生、地域の

活性化に結びつけていく必要があるのではないかなというふうに考えるところであります。

そこで、一昨年になりますかね。国において森林・林業再生プラン、これを指針とする政策が打ち出されておりますけれども、これらについて本町における林業振興といたしますか、これとの関連性のある事業の進め方について、まず第1点お伺いしたいというふうに思います。

それから、もう1点は、先ほども申し上げた森林の持つ多面的機能の発揮には、間伐とか保育管理とあわせて木材の利用促進が不可欠ではないかというふうに考えるところであります。そういう意味で、この広大な森林資源を持つ本町での利用の拡充策、そういうことについてお伺いしたいというふうに思います。

それから、ちょっと今、間伐のお話を申し上げましたけれども、森林の保全管理で何が問題かという、間伐して、今、木を切り倒して終わりみたいな状況になっているんですね。そういうことも含めて、この森林資源の利用拡充策についてお伺いをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、議員の森林資源を活用した林業再生の推進に関するご質問でございました。

本町の森林面積は1万6,303ヘクタールで、議員もお話してございますが、町の面積の72%ほどを占めております。民有林面積につきましては、そのうち1万1,186ヘクタールでございまして森林面積の69%に当たりまして、そのうち人工林面積につきましては5,407ヘクタールで、人工林率につきましては48%となっております。

戦後植林した人工林資源は利用可能な段階に入ってきておりますが、木材価格の低迷等によりまして林業経営は厳しい状況にあり、また育成途上にあるものも多く、丁寧な森林整備を推進していく必要がございます。

す。町では、森林整備活動支援交付金事業や民有林育成対策事業によりまして林道、作業道等の路網整備、道路網ですが、路網整備や除間伐等を推進し、森林保全推進事業や森林管理巡視事業等によりまして森林組合等の活動支援を行い、森林資源の質的な充実、水源の涵養、山地の災害の防止等の公益的機能の確保に努め、森林整備を推進しているところでございます。

お尋ねの1要旨目、国の森林・林業再生プランと町の林業振興方策とのかかわりについてでございますが、この森林・林業再生プランにつきましては10年後の木材自給率50%以上を目指しまして、平成21年12月に国、農林水産省で策定されたものでございまして、林業経営、技術の高度化や森林資源の活用、制度面での改革、予算について見直し検討が行われたところでございます。プランのイメージといたしましては、路網整備の徹底により低コスト化、資源の有効利用、木材の安定供給を図ろうとするものでございます。本町では、このプランに基づきまして森林組合等が実施している森林整備活動支援交付金事業、これは路網整備事業でございますが、この事業に対し支援をしているところでございます。

次に、2要旨目の本町での木材利用拡充策についてでございますが、プランでは森林資源の活用を国産材の加工流通構造の改革を通し、国産材住宅の推進、公共施設等への木材利用の推進、バイオマス利用の促進、新規需要の開拓を図ることとしております。この中で、公共施設等への木材利用の推進につきましては、平成22年に制定されました公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づいて、本町におきましても公共建築物における木材利用の促進に関する方針を現在策定中でございます。今後公共施設の整備に当たってはできるだけ地域材、町産材または県産材を使っていくことにしております。また、本町の豊富な森林資源、特に間伐材などがいろんな形で利用されていくことは望ましいことであり、町としましても森林・林業再生プランを推進していきたいとこのように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
今野善行君。

1 番 (今野善行君)

この今お話しあった、ご回答にありましたこの森林・林業再生プランの関係であります、これ、今ご回答ありましたように、要するに林内路網の整備それから森林施業の集約化、そういったことを推進して、木材の安定供給と利用拡大に向けた取り組みを進めるということでございます。それらのことによって、この木材自給率、先ほどありましたように50%に、10年後ですか、を目指すというのが、この再生プランの国の基本的なプランの内容になっているようであります。現在、木材の自給率というのは26%程度になっているということでございますから、そういう意味ではまだまだ利用率が低いというのが現状かなというふうに思います。

所管の課のほうからいただいた、本町で作成しました森林整備計画ですか、この中ではいわゆる林道、作業道等の路網整備、森林の施業、機械化とかそういった体制整備、あるいは多面的機能発揮のための森林整備が必要だということで、その中に掲げて記載してあります。これは、ある意味生産面での成果が中心になっているのかなというふうに思います。日本一と言われる黒川森林組合が本町内にありますので、そういった関係機関との連携を密にして、具体的な施策を示してその実現に踏み出していきたいなというふうに思うところでございます。

そういう中で、現状のこの整備計画の中に掲げている林道、作業道、そういった路網整備の状況とか森林施業の体制整備の状況について、どのような状況になっているかお伺いをしたいというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

路網整備ということでございますけれども、先ほど申しました町では森林整備活動支援交付金事業の中で取り組んでおるところでございます、これは森林組合等がやる場合のお手伝いという形で、直接的な整備

ということではございませんが、やっておるところでございます。

あとは、道路の整備というか、新しくではないですけども、例えば雨が降ったときに掘削をされるとかそういった状況がありますので、そういったものにつきましてはその都度整備をしておく。この間、震災もございましたけれども、そのときにも大分やられたところがございしますが、そういったものについても整備をしながら、整備というよりも管理となりますかね、そういう状況でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

そういったその路網の整備については、私も全部を歩いているわけではないんでありますが、地震、一昨年の大雨ですか、昨年の5月の大雨等で林道がかなりやられて、要するに車も通れない、中にも入っていけないような状況になっているところもあるんですね。そういう意味で、そういうところを早く整備しないと、さっき申し上げたような保育管理とかそういう対応ができないということも出てくるのかなというふうに思います。

なぜそういうことを申し上げるかということ、要するに森林の多面的な機能を保つためにはやっぱりきちんと森林の整備をしないと、例えば間伐もそうなんですけれども、結局間伐しないと下層木といいますか、低いそういう木が育ってこないとかそういうことがあって、そういった木の根張りが悪くなって、結局その植えた木が災害で倒れてしまうとかそういう二次的な災害も出てくるということでもありますので、そういう部分での林道なりそういった路網の整備というのは、やっぱり管理、先ほど町長からありましたような意味でも管理の部分、非常に重要なことかなというふうに思っておりますので、これらについてはできるだけ早く計画的に整備、修復といいますかをお願いしたいというふうに思います。

その辺の計画があるかどうか、ちょっとその点についてお伺いをいた

します。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

計画ということでございますけれども、例えば今言ったのは、これは先ほど申しましたように森林組合とか、あとは愛林公益会、生産森林組合、また財産区、そういったところをお願いする部分もございます。町単独ではなくてですね。そういった中でやっているところでございます。

今、雨崩れとかああいうところについてやってきたところがございまして、次の段階、ちょっとまだそこまで把握しておりませんが、今やらなければならないところのまず補修を大体進めておるというところでございます。計画につきましては、具体的に今……。すみません、計画につきましては課長のほうから具体的にありますので、お答えさせます。

議 長 （大須賀 啓君）
産業振興課長高橋 久君。

産業振興課長 （高橋 久君）

今野議員の林道の維持管理等に関する整備計画というふうに受けております。新規開設の計画はございませんが、現道の維持管理につきましては計画的に、大雨が降った際によく掘削される箇所がありますので、そういった箇所の掘削予防のために横断溝の設置とかというような形で、計画的に路線を挙げて実施しているところでありまして、今予算においてもそういった形で修繕を見ているところでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
今野善行君。

1 番 (今野善行君)

ぜひ早く、ことしは特に雪が多いのでなかなか大変な状況かというふうに思いますが、早く整備をしていただいて、山に入る場合に安心して対応できるような体制整備をお願いしたいなというふうに思います。

それから、それらに関連して、具体的にはちょっと質問事項の中に入れていなかったんでありますけれども、後継者問題も林業経営の場合あるわけなんです、今農業のほうも同じなんでありますけれども、新規就労者とか、あるいは新たに林業経営に携わりたいという人の受け入れが結構あちこち進んでいるようなんであります、本町の場合、ちょっと私そこを把握していなくて申しわけなかったんですけども、本町の場合のその対応といいますか、多分森林組合ぐらいしかないのかなというふうに、受け入れてとしてはですね、あるかと思うんであります、あるいは個人の林業経営者がそういう受け入れも可能な制度だと思うんでありますけれども、そういう実態があるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

お話しのとおり、新規就労者という形でございますけれども、黒川森林組合さんではかなり多くの方々、若い人たちも来ておるというふうに聞いておりますし、安全祈願祭とかに一緒にお邪魔したことがあるんですが、随分若い方が新規で入っているというふうに見受けました。

ただ、個人というものにつきましては、すみません、ちょっと把握をしておらないのですが、多分ないのではないのかというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

今野善行君。

1 番 (今野善行君)

実態としてはそういうことかなというふうに思いますが、西のほうと
いますか、九州のほうではそういう若い人たちが森林に携わって、小
規模ではありますけれどもそういう担い手としてやっている方も出てき
ているというようなことでありますので、後継者問題、本当に地域全体
にかかわることかなというふうに思います。そういう人たちが来て、そ
れこそさっき前段でお話にありましたように、そういう人たちが町内に
定住していただくようなシステムができれば、なおいいのかなと。それ
については、国の補助制度もありますので、そういうのを活用した雇用
促進といいますか、そういうことができればいいかなというふうに思っ
ております。

それから、要旨2点目でございますが、これについては国の制度とい
いますか、それを受けて町としても国産材、町産材を公共施設に活用し
ていくというお話でございました。今、国内のこの森林の林木蓄積量と
いうんですか、要するに木のボリュームですよ。蓄積量が60億立方メ
ートルあるそうでございます。林木の成長量は、年間2億立方メートル
になっているということではありますが、その中で国内の総木材の消費量
は1億立方に満たないということでもありますし、また先ほど申し上げた
ように、結局経営としての林業ということが成り立たないというような
こともあるかと思うんでありますが、そのうちの伐採量は3,500万立方メ
ートルということでもありますので、そういう意味では木の成長からすれ
ば極端な過少利用になっているのかなというふうに思います。このまま
行けば、林木の蓄積量は年々ふえ続ける一方になっていくということな
のかなというふうに思います。

ちょっと私は宮床森林生産組合のことしかわからないんでありますが、
その宮床森林生産組合で管理しているといいますか、その中での蓄積量
というのは大体年1.2とか2%ぐらいの伸びで概算を見ているようであ
りますけれども、そういう意味では町内のそういった林木もそういうふう
に成長しているということになっているのかなというふうに思います。

今、冒頭申し上げたような話題になっている再生可能エネルギーとし
ての木質バイオマスエネルギーの利用についてであります。これも数
日前の新聞に出ていましたように、宮城県では自然エネルギー、省エネ

ルギーの基本計画の見直しをして、再生可能エネルギーの普及拡大に向けた導入目標を設定するという記事が出ておりました。その導入目標を設定しているとしております。また、そのほかに、これも2日ぐらい前ですかね。山形県では、このペレットストーブの設置が大きく伸びていると、利用といいますか、購入が大きく伸びているということでございます。また、I E Aという国際エネルギー機関の統計では、1次エネルギーの総供給量に占める木質バイオマスの割合ということではありますが、これはEU27カ国の平均でありますけれども5%になっているということではありますが、それに対して我が国では1%、日本の場合は1%しかないということでもあります。

これが、我が町の状況はどうかということ、それはちょっと把握し切れないでいるわけではありますが、ただこの背景には政策的な後押しの影響があるのかなというふうに思っております。この再生可能エネルギーに対する国民の認知度といいますか、やはり東日本大震災の影響か、これらの自然エネルギー、太陽光発電もそうなのでありますが、それに対する認知度が大分高まってきているということでもありますので、そういう意識を皆さんが持っている間に、こういった森林資源の利活用の方策を進めるべきではないかなというふうに思います。

1つは、町内産の木材利用に対する奨励策、これを講じてはどうかかなというふうに思います。1つは公共施設での、先ほどあったように町産木材の活用を図るという部分もあるかと思うんでありますけれども、例えば町内に家を建てて町内産の木材を使っただけの場合に何らかの奨励策を講じている、あるいは取得税を少し減免するとか、そういう措置を講じて町内産の木材の利活用の幅を広げてはどうかかなということで、ひとつご検討をお願いしたいというふうに思います。その点について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問、町内産の材料を使った場合に何らかの有利な方策をとということだと思います。

先ほど、町のほうで今度つくるプランの中で、町内産とか県内産とかそういったものを使うような考えをとといいますか、そういったプランを今やっているところでございますけれども、県でもそういったことをやっているところがございます。地元のものを使うということ、地元で消費するということ、これが一つの勧めでありますし、奨励金というかそういったものを出せば、また一つの弾みにもなるかというふうに思っております。

ただ、課題として今あるのが、宮城県には意外に加工する部分、そのまま使うのであれば一つの方法なんでしょうけれども、今県産材にしても合板とかそういったものにしたのを今、建築基準の中でいろいろとそういった形の作り方がされておるところでございますけれども、そういったものの加工する場とかそういったものがまだまだ足りないというような話も聞いておるところでございます。そういった課題があるのではないかというふうに思っております。

この役場でも町内のを使おうとしたことがあったんですが、使うに当たっては加工が必要だと。加工するのに、県内ではその加工するところがない。それで、県外に持っていかなければいけないということで断念した経緯がございました。これは、県全体の課題というふうに聞いておりますけれども、宮城の木材に関しての、そのまま使えればそれはそれでよろしいんでしょうけれども、そういった課題もあるというふうに聞いております。

そういった中で、どれだけの利用する、専門的なことはわかりませんが、今原木で使う需要というものが出てくるか、そういったものも出てくるんだというふうに思いますし、また県外に持ち出して加工して使った場合はどうするんだとか言い出せばいろいろ課題はあるんだというふうに思います。

今後、町としてできるだけ地域材を使うということで、公共物等への材料利用への推進という形の計画、各町村でつくるようでございますが、そういった中で今後の利用の方法について、どういうふうに地元の方々

にそういうことを推奨していけばいいのかも含めて、考えていきたいというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)
今野善行君。

1 番 (今野善行君)

ご検討いただくということですので、ぜひ実現していただければなというふうに思います。

かけ離れた地域ではありますが、東京都青梅市では都産と市産、青梅市の林木、これを使って家を建てた場合に奨励金だと思いますが、奨励金を出してその促進を図っていると。材木と木材とは違うのであれなんですけれども、その材料にはちゃんとシールを張って東京都産とか青梅市産とかそれがわかるようになっているらしいんですが、そういった形で利用したところに奨励金を出して、利用の促進を図っているということでもあります。

また、これも一例なんですけれども、保育所の、やっぱり同じ公共施設かどうかわかりませんが、やっぱり木材を使って建てているという保育所も青梅市にはあったようでございますので、そういった形でぜひこの森林資源の木材としての利用が1つであります。

それから、もう1点は、木質バイオエネルギーということでもあります。先ほどちょっと1つ触れましたけれども、ペレットストーブ導入に対する奨励策をこれも検討していただいて、特に杜の丘地区ではそういった木を使ったストーブですね、それを使っている家庭があるようでございますけれども、そういうところも徐々に出てきていると。それから、先ほど申し上げたように山形県では大分伸びているというようなことではありますが、ペレット化するにはそれほど経費といたしますか、投資も要らないというような話でありますので、例えば森林組合とかでそういう設備をしていただいて、ペレット化してそれを供給する、販売するというようなことも町産木材の消費につながるのではないかなという意味でご検討いただきたいと思います。

それから、もう一つ、バイオマスの発電ということもあります。これについては、発電装置でありますのでかなりの投資も出てくるのかというふうに思いますが、ある意味多様なエネルギー源としての手段としては、非常に有意義な方法かなというふうに思います。先ほど申し上げたように、大和町内にはそれほどの森林資源があるということでございますので、やっぱりそれを活用することによって大分その木材の利用がかなり進むのではないかなということでもあります。それをどこでやるかというのは何とも言えない部分があるわけではありますが、いろんな補助事業もあってそれに乗る、それを活用してそういう事業をやってもいいというところもあるようでありますので、そういったところと連携をとりながらバイオマス発電の誘致といいますか、あるいは町内でやるのであれば町内独自にそれを相談とかそういった部分での対応をするとか、そういうこともぜひお願いしたいなというふうに思います。

このバイオマス発電の競争力というようなことがあって、これも筑波大の先生の話といたしますか資料なんであります、化石燃料の価格が今上がってきているというようなこともあるんであります、発熱量で1立方メートルの木材と1バレルの原油の要するに発熱量が同じなんだそうあります。それからしますと、1立方メートルの木材というのは8,000円程度に、8,000円ですか、今は大体九十何円なんですね。それに値するというのでありますので、この価格でこの発電ができれば、売電も含めていくと採算性が合うような、ちょっと私、細かい計算はしていないんですが、合うような気がするんですね。そういう意味では、ぜひこういったものへの取り組みを検討してはどうなのかなというふうに思います。その辺について、もし町長さんのお考えがあればお願いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
まず、ペレットストーブということでございますけれども、以前から

いろいろそういった木質のペレット状のものをお願いしているということで、あったことはあったわけでございます。そして、これを利用してある方もあった。結構お高いストーブでして、そのほかにそのペレットの供給が非常に潤沢でないといえますか、手に入るところと入らないところがあるということ。この間、新聞に載っておりましたが、山形ですかね、このごろふえてきていると。そういった状況ではあるというふうには……。

ペレットにつきましては、つくるということ、生産をするという、使ってもらおうということもさることながら、そのものを燃料として加工するということがまず第一だろうというふうに思いますし、これをやっていくとすれば、これはバイオも同じでございますけれども、大和町がいかにか面積が広いといえど大和町、黒川郡だけのものでは多分、長期的な部分から言ったらですね、非常に材料の補給という面でも課題があるんじゃないかというふうに思います。

また、大和町だけを見ても、どこからでも持ってこられる状況ではまだまだないものですから、その道路網の先の話になりますけれども、山にはあるけれどもそれを引き出すという採算、コスト、そういったことも当然考えていかなければならないという大きな課題がこの山林に関しては、どうしてもその部分がついてくるということがあるというふうに思っております。

バイオマスにつきましても、お話ししたとおり、そのとおりの量を使うということでございますし、宮城県全体というところから集めてくるとか、集めてくるといいますか材料の確保といえますか、そういったものにつきましても長期的な部分から言った場合には非常にまだまだ研究といえますか、大きな課題があるんじゃないかというふうに思っております。

今お話しのとおり、材木、木材の利用といえますかそういったものについては、日本にある資源でありますし、これは大和町のみならず日本としての大きな課題として今捉えられているところでございまして、ましてやそういった発電関係につきましてもいろいろあるわけでございますから、そういった方法の一つとして今大いなる研究もされておるとい

うところでございますが、町としてこれを今から取り組めると今言える状況ではまだまだないのではないかとこのように思います。ペレットにつきましてもですね。

そして、町で使うということと、先ほども申しましたように大和町の森林の材料を有効に使うという部分につきましては、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、その道路関係の整備というものがまず第一義に出てきて、そういったものが潤沢に入ってくる段階でそういったものを再利用するといいますか、そういった一つのプロセスといいますか、そういったものがあって、その辺の大きな課題がまだまだ残っているなというような認識もしております。

議 長 （大須賀 啓君）

今野善行君。

1 番 （今野善行君）

そういう課題があるということは、わかるわけでありまして。そういう意味では、なかなか一朝一夕に達成できる話でもないんだろうというふうに思いますので、やっぱり長期的な視点に立って今後どうしていくかと。先ほど町長がおっしゃられたように、大和町だけの話じゃなくて、やっぱり国としての問題あるいは環境問題としての課題、そういうものにいっぱい関連してくると思うんですね。国の施策としては、今はそういう林業のそういうバイオマスの利用とかも含めて、地域の活性化とそういう環境とをつなげての補助事業が結構多く出てきているというのがあるようでありまして、ぜひそういったものを活用することも含めて啓蒙を図っていくといいますか、そういう事業者、希望者があればぜひお願いしたいというふうに思いますし、やっぱりおっしゃられたように、前段の森林のそういう路網を整備して、要するに搬出のコストを下げられるような仕組みもやっぱりつくっていかないとなかなか進展しないというのは同感でありますので、ぜひそういった資本整備といいますか、お願いしたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、第4次総合計画の関係でありま

すが、この第4次総合計画の第1章2の農林水産業の振興の(1)農業経営基盤の安定化の部分に森林整備の話が、この中でありますが書いてあります。ぜひ、この中にローリング方式でやっているということでもありますので、森林資源の利活用対策について盛り込んでいただけないかなというふうに思います。

それから、もう一つは第2章の資源循環型社会の構築への取り組みの中で、先ほど申し上げたペレットストーブの導入促進についても、盛り込むことについてご検討いただきたいというふうに思います。

それから、もう1点は、この木材の利用についてであります。これはちょっとあれなんですけれども、木材は投げるところがないといいますが、そういう利用が可能だということなんです。要するに、太い幹の部分については材木として柱とかそういうのに使って、上のほうの木材、材木にならない部分は結局さっき言ったバイオマスのエネルギーにしていくと。ペレット化したり、あるいはチップ化したりということによって投げるところがないということでもありますので、そういう意味では廃棄物にならないんですよ。まあ、燃やせば灰は出ますけれども。そういう使い方といいますが、そういう仕組みをドイツあたりでは大分やられていて、結局地域エネルギーとして発電をその木材を利用して、そういう地域の電力供給を進めているというドイツの事例もあるようでもありますので、何かそういう循環型の社会を目指すということであれば、そういうことも非常に有意義なことではないかなというふうに思いますので、先ほど申し上げた第4次総合計画の中にそういったものをぜひ盛り込んでいただいて、これからの推進に当たっていただければというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

議長 (大須賀 啓君)

以上で今野善行君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議の時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。
暫時休憩します。
休憩時間は10分間とします。

午後4時35分 休 憩
午後4時44分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の最後の一般質問であります。時間を気にしないで頑張ってください。6番門間浩宇君。

6 番 (門間浩宇君)

一般質問、初日8番目でございます。大分、前の執行部の皆さんもお疲れのような顔をしてございます。両隣の議員さん方も、大分もうお疲れなのかなというふうに思っております。延長せずに先ほど続けていただければ、5時までには終わったのかなというふうに思っておりますが、何分私も質問が下手なものですから、手短に2問2要旨についてちょっと質問をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず1問目でございますが、県の環境事業公社への災害廃棄物の焼却灰の受け入れ状況はというふうなことでございます。

東日本大震災より2年が間もなく過ぎようとしておりますが、去年の10月22日に環境保全協定を結び、1月より小鶴沢の産業廃棄物の処理公社のほうに廃棄物の焼却灰の試験搬入が始まりました。1月、2月、3月と試験運用で、4月より本格的に運搬処理が開始されることになっておりますが、そのことについて本町としての今後の管理体制等々をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの質問にお答えをいたしたいと思います。

東日本大震災によりまして発生しました沿岸部の震災瓦れきの量は、膨大なものとなりました。宮城県では津波被害が大きく、単独で処理することが困難な自治体のために、沿岸部を4つのブロックに分割して焼却処理などを行っております。ここから発生した焼却灰等を宮城県環境事業公社で管理する小鶴沢処理場に搬入するために、昨年5月より地元住民の皆さんを初め関係者の皆様にご説明を行い、ご理解をいただいた上で、先ほどお話にありました10月22日に宮城県と宮城県環境事業公社及び大和町の3者によります災害廃棄物の搬入及び処理にかかわる環境保全協定を締結したところでございます。

この協定書は、災害廃棄物の搬入及び処理に伴います環境への汚染を未然に防止するとともに、周辺地域住民の安全と生活環境の保全を図ることを目的としておりまして、搬入する災害廃棄物の種類としまして焼却灰、不燃残渣物、石綿含有物、廃棄物となって肥料及び肥料原料の4種類。放射性物質であるセシウム134及びセシウム137につきましての放射能濃度の合計が、8,000ベクレル以下のものだけを搬入することとしております。また、搬入する災害廃棄物の量は最大20万トン、搬入期間は搬入開始の日から2年間としております。

今年の1月7日から試験的な搬入が始まり、4月からは1日最大60台のトラックにより本格的な搬入が始まる予定となっております。町では、災害廃棄物の運搬や埋め立て処理が適正に行われているか、地元の方を含めて現地調査や独自の放射能測定を実施いたしております。

今後も協定書に基づきまして、交通安全対策や環境保全対策が適正に執行されているか、関係課で連携を密にしながら監視を行ってまいりたいとこのように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

門間浩宇君。

6 番 (門間浩宇君)

実は、なぜこの問題を、1月31日に町長から報告があったのにもかかわらず、再度取り上げさせていただいたかというのは、1月から試験運用が始まったばかりにもかかわらず、実は2月13日、皆さんもご存じとは思いますが、河北新報のほうで「汚染牧草は焼却処理」というふうな大題目で、その中に県内の汚泥処理あるいは下水汚泥というふうな部分が最終処分場に、あるいは産廃処分場に埋め立てる方針であるというふうなことで、それが小鶴沢の産業廃棄物処理場なのかどうなのかというのは確定しておりませんし、話にもまだ出ていないとは思いますが、新聞紙上では産廃処分場に埋め立てる方針というふうな文面、あるいは浄水場施設2カ所で発生した泥の放射能が埋め立て、放射廃棄物というふうなことでの埋め立て廃棄の数値が8,000ベクレル以下だったというふうなことも含めて、今県内でその辺のところで処分できるのは小鶴沢の産業廃棄物処理場なのかと、県環境公社なのかというふうな憶測も私個人の話でもありますし、あるいは環境公社の内部の人からの話も若干ございました。

そのことは、名前も何も明かしません、そのことに対して現時点で町長さんにお聞きしたいのは、大和町のほうにそのことに関しては、話としてはまだ来ていませんかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

そのことについては、まだというかそういう話は全くありません。

議長 (大須賀 啓君)

門間浩宇君。

6 番 (門間浩宇君)

それで一安心というふうなことでございますが、冒頭申し上げましたように10月22日に3者協定ですね、大和町、県それから県の環境公社というふうなことで3者協定を結び焼却灰を入れることにはなったんですが、これは先ほど町長の答弁書にもありましたようにあくまでも焼却灰、それから不燃残渣物、石綿の含有物と、それともう一つ、廃棄物となった肥料及び肥料原料、この4種類というふうなことでの協定を結んでございます。もし、そういった形で今私が申し上げましたように下水汚泥とかそういったものが来るというふうなことであれば、当然町としても、あるいは地元のある鶴巣地区にしても、それは話がまた最初から別なものですよというふうなことで思って理解していてよろしいでしょうか。そのことも町長にもう一度確認の意味で、しつこいようですが質問させていただきます。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

お話しのとおり10月22日に協定を結びましたが、その協定の内容につきましてはお話しのとおりの種類に限定されております。しかも、数量も限定されておりますし、期間も限定というそういう中でございますので、あの協定の中でほかのものが入るといったことはいいはずですよ。

もしそういうことがあるとすれば、別の話、あるかどうかわかりませんが、この協定の内容の中でその他とかなんとかという中で入ってくるということは、そういうことは私としても認めませんし、そんなことはさせません。

議 長 (大須賀 啓君)

門間浩宇君。

6 番 (門間浩宇君)

これでまた、再度一安心をさせていただきました。

私も少しは勉強をしているつもりですし、このことに関してもですね。また、この新聞の紙面にもあるように、稲わらに関しても一般廃棄物という形じゃなくて、これは国の指定廃棄物というふうな形になります。恐らく1万ベクレルを超えている部分でのものですから、今、仮置き場に置かれている部分ですね。こういったことも、話によりますと、例えば半減期というものがございます。今現在1万ベクレルでも、例えば来年、再来年、処分場が決まらないまま仮置き場のほうに置いておけば、例えば7,500ベクレルとか8,000ベクレルとか6,000ベクレルとかというふうに下がってくることも考えられるわけですね。そうなりますと、国の指定では8,000ベクレル以下は通常の管理型の処分場に廃棄できると、処分できるというふうになっておりますから、そうなってくるとまた、殊さらそのことで県の環境事業公社のほうに処分しましょうかねというふうな話にもなりかねないというふうに、私は今少し心配をしているところでございます。

大和町、県の住民説明会の中でも稲わらの部分はどうするんだ、持ってこないんだろうなというふうな話もし、説明のほうからもそれはまた別の話ですというふうなことを承ってはおるんですが、なかなか国の最終処分場も決まらず、2年経過しようとしておるんですが、廃棄物あるいは瓦れき処理に関してはまだまだこれからいっぱい出てくる話なのかなというふうに思っております。

いずれにしても、このことに関しては、当然町としても協定を結んで判こを押しておるわけですから、管理のほうを5年、10年、50年、100年というふうな形で独自の管理体制もとっていただきたいですし、公社、県とも対応しながら、忘れることのないような形で報告、管理をさせていただきたいと思いますが、再度、町長のその辺の決意のほどを、確認の答弁をいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

小鶴沢処理場内の管理につきましては、町ということではなくて公社が基本的にやるというふうに思っております。ただ、その、言葉は悪い監視といいますか、そういったことにつきましては、今も年に一遍、地元の方といろいろやっているとかそういった内容がありますので、そういった町としての指導といいますか、それはずっとやっていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、直接の管理は町ということではなくて、どうしても公社ということになりますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思いますが、あそこに小鶴沢処理場といいますか環境公社のものがある限り、町としてはそういったものの監視体制、監視というとちょっと語弊がありますけれども、指導といいますかそういったことはきちっとやっていかなければいけないとそのように思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

しつこいようですが、そのことを再度確認させていただきながら、安心をさせていただきました。

今のところ、町のほうからあるいは公社のほうから来ている放射能レベルのほうは、空間線量でございますが、通常のレベルと何ら変わりなく、小鶴沢地区行政区としての中で3カ所、それからあと役場関係とかもいろいろありますが、ほとんど通常のレベルと問題ない数値をあらわしているようでございます。この辺のことをさらに確認をしながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞひとつ町のほうとしてもご協力をお願いしたいというふうに思います。

まず1点目、これで終わらせていただきたいと思っております。

2点目でございますが、道路の改修事業関連についてということで、施政方針のほうから選ばせていただきました。

舗装修繕や側溝、歩道修繕工事は順次整備を行っていくとのことであ

りますが、近年町道路線への認定などで町道の距離が延びていると思われます。舗装修繕や側溝修繕などの維持作業班の体制は2名で行っていると聞いておりますが、今後維持作業の業務が繁多になり、管理業務及び住民からの要請・要望などに支障が出てくるのではないかというふうには思っておるのですが、作業班を増員してはいかがかなというふうな問い合わせを町長の方にお伺いをしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、道路改修事業関連についてのご質問でございます。

町道につきましては、現在651路線、全延長で310キロを認定して管理を行っておりますが、車両等の通行が円滑に走行できるよう適切に維持管理に努めているところでございます。維持管理の作業班の業務内容につきましては、道路のほかに河川、橋梁、橋、公園、緑地、町営住宅、交通安全施設等の維持管理もありますが、大半が道路維持補修作業でございます。

現在の2名体制を増員してはどうかのご質問でございますが、東日本大震災での対応では余りにも甚大な被害だったために対応がおくれた箇所もあったというふうに思いますが、通常時であれば業務内容からして最低2名あれば業務に支障を来すことは少ないと考えているところでございます。2名以上の人員が必要な作業の場合には、課の職員が応援に出動したり、技術的に難易度の高いものにつきましては業者に委託するなどして対応してまいりたいと考えております。

なお、今後の維持管理体制につきましては、害虫なども含めて考えてまいりたいとこのように考えております。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
門間浩宇君。

6 番 (門間浩宇君)

町の町有財産、町道も町有財産の中の1つではあると思うんですが、ふえるということはそれに対してのメンテナンスも今度は見なくちゃいけないというふうなことだろうというふうに思うんですね。今、現時点で2名体制で、答弁書のほうにも書いてありましたが、震災があったとはいえおくれがち、そのほかの通常時であれば2名でも間に合うというふうなご答弁でありましたが、私の目から見てもどう見ても2名で足りている、あるいはどこからどこまでの部分を管理して維持しているのだろうかというふうな部分があるんですね。

施政方針のほうにもありましたが、順を追って今期も何カ所か道路の新設工事のほう、改良工事のほうをやられるようではありますが、使用頻度の高い道路あるいは1カ所穴のあいた道路に、そこに合剤あるいはアスファルトのやつを詰めて補修をするんですが、それをやっぱりいち早くやることによって被害が少なくて済むと、被害というか穴の大きさが広がらないで済むというふうな、やっぱりその辺をいち早く見つけて対処をしていくというふうなことが一番大事だろうというふうに思いますし、特に距離が多くなればなるほどその業務というのは、あるいは見つける業務、施工をする業務というのもやっぱり大変だと思うんですね。その辺のところも鑑みれば、やっぱり少し多くしていてもいいのではないかと。あるいは、事務職員に対して応援していただきながら、その事務職員に作業をしていただくということもいかがなものかなというふうに思っております。その辺のところを考えていただければというふうに思っております。

それと、もう1点、ある人から町に対して、例えばこの部分に穴が空いている、あるいはこの部分の音がうるさくて仕方がないというふうなことで、直接本人が役場に行って申し入れをし、交渉をしていく。それが、役場の人、わかりません、これはどうなのか、その部署なのかほかの部署なのかにかこう回して、例えば都市建設課のほうに行ったんでしようけれども、恐らく都市建設課から上下水道課、じゃあマンホールの近くだったものですからね、そんな話であったことがありまして、担当者がまずは見に行ってくれたらいいです。見に行ってくれたんだけれど

も、その交渉をした、苦情を出した人には連絡をしなかったと。役場のほうで来てくれたのかどうなのか、あるいはいつやるのかやらないのか、その申し入れをした人にはわからないわけですね。だから、そこを直していただきたい、あるいは改良をしていただきたいと。

これは、きょうの一般質問の中で干坂議員が言っていましたように、民間の考え方をすれば、ある程度改良というかができるようなことだと思うんですね。サービス精神といいますか、その辺のところを苦情を出してくれた人に、すぐには直せないにしても、ありがとうございました、きょう現場を見に行きました、今いろいろ忙しいものですからというふうな言い方をすれば、理解が得られると思うんですね。やっぱり、そのところをもう少し変えていかなければいけないのかなというふうに思っているところなんです、その辺のところを町長、いかがお考えになりますか。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

まず、1点目の2人では足りないのではないかというお話でございます。

役場の職員が補修する部分につきましては、ある程度本当に初歩的なといいますか限られたところでございますので、ある一定以上になればそれはもう業者さんをお願いをするという形になると思います。または、業者さんにつなぐまでの間の補修というふうな形でございますね。そういう形の補修を今やっているということです。

人が多ければということは、確かに多ければ多いほどいいというふうには思います。ただ、これは例えば民間に人を多くするというのも一つでしょうし、委託ということもあるというふうに思いますが、やはりそれだけ大きな道路だけではなくて全てを網羅していくという形になれば、役場の関係のほうがいいのかなということもあります。

これは、いろんなやり方があるというふうに思っております。例えば、

公社のほうにやって、そういった委託をする方法とかそういったものも一つの方法ということで、先ほど申しましたけれども今後の管理体制、これにつきましてはそういった課題があるという認識をしております、今後どういった方法がいいか、これは検討、検討と言うとまたあれですけども、そういった問題認識を持っていることの中で対応を考えていきたいというふうに思います。

それから、先ほどの申し入れに対しての連絡体制ですね。これは、民間でなくても公でも当然やるべきだというふうに思います。こういった形でそういう、少なくともそういった申し入れがあり、確認をすれば、せつかく確認しているわけですから、こちらですね。そのことを相手に伝えるというのは、それは当然の話だというふうに思っておりますし、どう思われますかと言えばそれはそのとおりだということで、千坂議員のほうにもそのとおり、そういうことだというふうに、さっきうんとうなずいておられましたので申し上げますけれども、そういうことです。

そういったことについては、直すべきところはすぐに直していきたいと思っておりますし、きょう担当課長みんな来ていますので、その辺は理解している、理解といいますかそのとおりだというふうに思っておりますので、なおそういった指導とかを徹底してまいりたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）
門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

そろそろ私に割り振られた時間も終わりなのかなというふうに思いますし、課長さん方も大分お疲れのようですからそろそろやめますが、いずれにしてもその道路、町道に関してはやっぱり町が管理というふうな形になります。申し入れがある、あるいは要請・要望があるということは、不便を感じているから要請・要望をするのであって、そのことを受け取る側、聞く側はしっかりと受けとめていただきたいと思っておりますし、まず対応をする、その上で施工をするというふうなことが一番大事だろうと思っております。

やっぱり人と人ですから、そのところは十分対応をしていただきたいというふうに思いますし、おくれることによって壊れる必要のない部分まで壊れることが多々あるかなと思います。その辺のところを十分頭の中に入れていただきながら、業務のほうに励んでいただきたいと思っています。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で門間浩宇君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、明日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時10分 延 会